

令和元年度（2019年度）の業務の実施状況評価について

令和2年7月

地域経済活性化支援機構

I. 令和元年度の業務実施の背景等

今回の業務の実施状況評価は、機構法第34条及び機構法施行規則第15条第4項第21号の規定に基づき、平成31年4月1日から令和2年3月31日（以下「令和元年度」という。）までを対象として、当機構の業務の実施状況について評価を行うものである。

1. 機構の設立・改組の経緯

平成20年秋以降の金融経済情勢の急速かつ大幅な悪化等を受け、我が国地域経済が低迷を余儀なくされる中、地域経済の再建を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業再生を支援することを目的として平成21年6月に公布された「株式会社企業再生支援機構法」に基づき、平成21年10月、当機構の前身である株式会社企業再生支援機構が設立された。

その後、地域の再生現場の強化や地域経済の活性化に資する支援の推進が喫緊の政策課題となっていること等を踏まえ、平成25年1月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、平成25年3月18日に「株式会社地域経済活性化支援機構法」（以下「機構法」という。）が施行され、株式会社企業再生支援機構から株式会社地域経済活性化支援機構への抜本的改組及び機能拡充が行われた。この際、事業再生支援に加え地域経済活性化に資する事業活動を支援するための機能が追加された。

また、平成26年10月に、「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が施行され、当機構の機能に、新たに、事業再生ファンド及び地域活性化ファンドに対する有限責任組合員（LP）として出資する機能（特定組合出資）と、経営者保証の付された貸付債権等の買取を行う機能（特定支援）の追加など必要な機能拡充が行われた。

更に、支援決定及び業務完了の期限を3年間延長する機構法の一部を改正する法律案が平成30年2月に国会へ提出され、平成30年5月23日に、事業再生支援、特定支援、特定組合(LP)出資等の支援決定及び業務完了の期限を3年延長する「地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が施行された。

2. 事業運営の基本方針、及び役割

(1) 事業運営の基本方針

機構法において、機構の目的は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようとするため、事業再生支援及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うこととされている（※）。

当機構は、機構法の目的を達成するため、以下の3つを事業運営の基本方針として掲げ、地域金融機関の経営支援機能、リスクマネー供給機能及び事業性評価機能の強化に向けた支援（ノウハウ移転）を通じた地域経済の活性化に努めている。

①先導的な地域活性化・事業再生モデルの創造

個別事業者の再生のみならず、地域産業や企業グループ等の一体的再生や業態変革・業界再編等も視野に入れ、官民の英知を結集し成功事例を創出することで、経済の新陳代謝と活性化に資する先導的なモデルの創造に取り組むこと。

②地域活性化・事業再生ノウハウの蓄積と浸透

当機構が持つ多様な枠組み・機能や他の支援機関との連携等により、地域活性化・事業再生ノウハウの全国的な蓄積と浸透を図ることを通じて、地域において自律的かつ持続的に地域活性化・事業再生が行われるよう、触媒としての役割を果たすこと。

③専門人材の確保と育成、および地域への還流

地域活性化・事業再生に不可欠な専門人材と経営人材の確保と育成を図るとともに、地域にこうした人材を還流させる機能を果たすこと。

(※) 機構法第1条株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする。

(2) 企業のライフステージに応じた当機構の役割

当機構の役割は、事業運営の基本方針に沿って地域金融機関の地域活性化への取組みを支援することである。

地域金融機関が、地域経済・産業の現状・課題を踏まえて、地元企業のライフステージに合わせたソリューションを提供するために行う事業性評価をサポートするとともに、ソリューション提供ツールとしてのファンドの設立・運営、事業再生を支援する役割を担っている。

また、当機構は時限組織であるため、地域金融機関による地域活性化への取組みが自律的・持続的に行われるよう環境を整備する役割も担っている。

3. 事業運営の態勢

(1) 監視・牽制体制

事業者や投資の規模等に応じ、経営会議（常勤の役員等で構成）における協議を経たうえで、①上場企業等への投資については地域経済活性化支援委員会（以下「委員会」という。）、②出融資等の総額が一定額を超える事業者等への投資については取締役会、③それ以外の投資については代表取締役が再生支援等の可否を決定している。委員会及び取締役会には社外取締役5名及び社外監査役2名が参加し、独立した中立的立場から監視・牽制機能を発揮している。代表取締役が決定する案件は、社外取締役及び社外監査役がメンバーである取締役会への報告事項とすることにより、牽制機能が働く仕組みを構築している。

また、取締役会、委員会に対するアドバイザリー機能として、中小企業や金融等の分野で豊富な経験と高い見識を有する社外有識者1名を特別顧問として配置し、適宜委員会・取締

役会への助言を得る体制を構築している。

なお、ファンド運営子会社の監視・牽制については、以下のような仕組を構築している。

- i) 同子会社の業務運営に係る重要事項の決定は当機構の取締役会の承認事項とする。
- ii) 当機構における同子会社の経営管理を統括する責任者と同子会社の経営責任者は別とし、当機構と同子会社の出資先のファンド等との間の利益相反等に関わる重要事項は、特定経営管理業務を所掌しない当機構役員がチェックを行う。
- iii) 同子会社の出資先のファンドに設置される投資委員会は、同子会社及び同子会社と共同してGPとなる地域金融機関等から派遣される投資委員で構成する。更に外部の有識者等を必要に応じて招聘する等により投資判断の透明性等を確保する。また、投資委員の選任については、当機構の取締役会での承認を要し、一定額を超える事業者等への投資等に係る投資委員会での同派遣投資委員の議決権行使については、当機構の経営会議での協議を経た上で、代表取締役社長の承認を要するものとしている。

同じく、子会社である株式会社日本人材機構に対する監視・牽制体制については、以下のような仕組みを構築している。

当機構から取締役1名を出向させ、さらに、コンプライアンス室長、内部監査室長、情報管理室長及び参与を出向させる。当機構は、経営管理を統括する取締役（当該取締役を以下「統括責任者」という。）を選任する。統括責任者は、経営企画部を管掌する取締役の中から、当該取締役間の協議により、1名決定される（なお、統括責任者は、株式会社日本人材機構の取締役である者は兼務できない）。統括責任者は効率的に経営目標を達成できるよう管理指導を行う。統括責任者は、株式会社日本人材機構から当機構の規程に定められた取締役会、代表取締役の承認事項の求め又は業務の概況、策定した経営方針・経営計画・事業計画（損益計算書及び役職員の採用状況を含む。）及びその執行状況の報告があつたときは、当機構の取締役会又は経営会議に付議又は報告する。株式会社日本人材機構に関する管理業務は当機構の経営企画部が行い、連絡を密にしている。

(2) 利益相反事項の検証と確認

再生支援に係る再生支援決定、買取決定及び出資決定等を行う取締役会及び委員会において、案件と特別の利害関係を有する者は機構法上議決に加わることができないこととされている。また、取締役の兼業については取締役会、職員の兼業については当機構内の兼業審査委員会での承認を要することとしている。

更に、前述のとおり、ファンド運営子会社が運営するファンドについては、当機構と同ファンドの出資先（事業再生・地域活性化ファンド）との間における利益相反等の重要な事項について、特定経営管理業務を所掌しない当機構役員が検証を行う体制としている。

(3) 投資方針

法目的の達成に向け、可能な限り多くの支援を行うとの方針で取り組んでいる。

再生支援については、「メインバンク、スポンサー等から資金支援を受けるなど、民間の資金を最大限に活用する」「機構による出資はスポンサーへの譲渡までの暫定的措置である」等の支援基準に基づき、民間や他のファンドでは対応困難な案件に積極的に取り組むとの基本の方針の下で支援を行っている。なお、当機構が再生支援決定を行った84件（令和2年3月

末現在) のうち 74 件は出資を行わないものとなっている。

また、当機構が特定経営管理を行うファンド運営子会社が地域金融機関等と共同して行う無限責任組合員（G P）としての出資については、「民間事業者による出資の額の見込みに照らし必要最小限のものであること」、特定組合出資機能については、「一組合への出資限度額は、出資約束金額総額の 2 分の 1 以下であること」等の支援基準に基づき、民間資金の「呼び水」となるための適切な水準となるよう設定し、民業補完の確保に努めている。

(4) 投資実績の評価

個別の再生支援案件については、原則として、月次で売上高等の各種指標のほか再生計画で定めた改善施策の進捗等を確認するとともに、四半期毎に、実行した投融資の毀損可能性等を評価している。

また、機構が出資しているファンドにかかる投融資先事業者についても、事業（再生）計画に基づき、原則として、月次で財務状況等を確認している。

また、当機構を含む官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、政府がその活動を評価・検証し、所要の措置を講じていくため、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」において「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年 9 月）が策定され、同ガイドラインに基づき各ファンドに対する検証作業も行われている。同ガイドラインに基づき作成した当機構の K P I （政策目標等の達成状況が事後検証可能な指標）は別紙 1 のとおりである。

(5) ポートフォリオマネージメント

個別案件におけるリスクテイクとポートフォリオマネージメントについては、当機構の公的な性格も踏まえ、リターン見込みの多寡により投資判断を行うものではないが、投資案件全体として元本確保を図るよう努めている。そのため、再生支援案件においては生産性向上・財務健全化等に係る支援基準を満たすなど、また、ファンドからの投資案件については事業性評価を行い回収の蓋然性を検証するなど、投下資金以上の回収が見込まれる案件を支援するよう努めている。

なお、実行した投融資のモニタリングについては、個別案件のモニタリングを行う案件担当チームとは別の組織に属するモニタリングチームが全体的状況を把握して行い、四半期毎に取締役会及びモニタリング会議に報告している。

4. 令和元年度における新たな動き

平成 30 年の機構法の一部を改正する法律の可決に際して衆議院及び参議院において附帯決議がなされた。これを踏まえて当機構は 3 年間の延長期限内に地域において自律的かつ持続的に地域経済活性化が行われるよう、地域人材や地域金融機関等に対して地域経済活性化支援のノウハウ移転の取り組み強化を行っている。

また、令和元年度については、「成長戦略フォローアップ」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019 について」、「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元年事務年度）」及び「観光ビジョン実現プログラム 2019」において、以下の施策が盛り込まれた。こうした政府の方針や法改正により、地域経済活性化に向けた機構の果

たすべき役割について引き続き期待が寄せられている。

○「成長戦略フォローアップ」（機構関連一部抜粋）（令和元年6月21日）

- ・ 地域経済活性化支援機構における医療機関等の経営支援、地域医療の面的再生のノウハウについて、地域金融機関への移転を積極的に図る。あわせて、これらの支援・再生時における福祉医療機構と地域金融機関の連携・協働を、推進する。
- ・ 地域金融機関が、地域企業の生産性向上等に資する適切なアドバイスやファイナンスの提供、経営人材の確保に向けた支援等を行うことは、自らの経営基盤の確保につながり得るとの観点から、個々の金融機関の特性や顧客企業の評価、地域金融・産業の実態といった様々な情報を踏まえた深度ある対話を通じ、上記取組を促す。
- ・ こうした地域金融機関による企業支援機能を強化するため、地域金融機関に対し、ノウハウ移転に重点的に取り組む地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本人材機構の一層の活用を促す。
- ・ 地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本政策投資銀行が組成した観光関連ファンド等により、古民家のリノベーション等を推進する。また、ナイトタイムの活性化や体験型コンテンツの充実等により、国内観光の一層の促進を図る。

○「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」（機構関連一部抜粋）（令和元年12月20日）

- ・ マーケット規模が十分でない地域や未来技術などによる新たなイノベーション創出を推進する地域企業に対して、官民一体となったリスク性資金の供給を促進する。そのため、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）の特定投資業務に加え、REVIC や独立行政法人中小企業基盤整備機構などの政府系機関が民間金融機関等と連携して組成したファンド等の活用を促進する。
- ・ 観光地域づくりや海外展開を推進する地域企業に対してリスク性資金を供給する。そのため、REVIC、DBJ、民間金融機関等が設立する地域観光・まちづくり等を対象としたファンドや株式会社海外需要開拓支援機構（以下「CJ 機構」という。）の活用を促す

○「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～

（令和元年事務年度）」（機構関連一部抜粋）（令和元年8月28日）

- ・ 平成28年熊本地震への対応として、金融機関が取引先企業に対し、きめ細かな対応を行うよう促すとともに、自然災害被災者債務整理ガイドライン（以下「ガイドライン」）の周知広報や、REVIC（地域経済活性化支援機構）と地域金融機関等が連携して設立したファンドの活用促進を行った。
- ・ 平成30年7月豪雨への対応として、金融機関に対して被災者の便宜を考慮し適時的確に「金融上の措置」を講じるよう要請した。さらに、被災地に職員を派遣し、被災地の要望の把握を行った上で、金融機関に対して可能な限り被災者に配慮した対応を要請した。またガイドラインの周知広報やREVICと地域金融機関等が連携して設立したファンドの活用を促進し、被災者の生活・事業の再建を支援した。
- ・ 平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震といった昨事務年度以前に発生した自然災害に対して、上記の取組みを継続して実施する。

- REVIC は、各地域で自律的な取組みが行われる姿を目指し、地域金融機関の地域企業に対する支援能力の強化を図るために、①地域金融機関や地域企業への専門家派遣や「日本人材機構」を通じた経営人材の紹介、②地域金融機関等と連携した地域活性化ファンドの共同運営や設立・運営サポート、といった人材・ノウハウ支援を中心に据え、取り組んできた。
- これらと並行し、我が国の文化財や国立公園等の地域観光資源の磨き上げ等を通じ、地方へのインバウンド誘客や地域での観光消費額の増加等を図るために「観光遺産産業化ファンド」を、さらに地域経済を支える各産業の核となる事業者に対し成長資金やリスクマネーを供給することなどを目的として「地域次世代産業推進ファンド」を、それぞれ組成した。また、昨年7月に発生した西日本集中豪雨災害を受け、被災事業者及び災害復興に資する事業を行う事業者等に対し、過剰債務の解消や必要資金の供給、人的支援を行うことを目的として、「西日本広域豪雨復興支援ファンド」を組成した。これらファンドの組成を通じて、地域金融機関との連携を更に強化し、地域企業支援を行うためのサポートを行ってきた。

○ 「観光ビジョン実現プログラム 2019」（機構関連一部抜粋）（令和元年6月19日）

- 日本政府観光局と REVIC の連携協定等に基づき、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域に関する情報について、日本政府観光局のウェブサイト、SNS 等を通じた海外への発信を強化することにより、地方誘客を図る。
- REVIC や日本政策投資銀行等が組成した観光関連ファンド等により、旅館等の宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を図る。
- REVIC は、観光遺産（文化遺産、自然遺産）を活用し、観光による地域活性化モデルを創出するため、「観光遺産産業化ファンド（仮称）」を設立するなど、引き続き観光まちづくり事業への支援等の取組を推進するとともに、各地において観光活性化に向けた取組が自律的に行われるよう地域金融機関等へのノウハウの移転を図る。
- 官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、REVIC の有する観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援活性化等に関する機能を安定的・継続的に提供し、観光地の面的再生・活性化を推進する。

II. 業務の実施状況とその評価

機構法第1条の機構の目的に規定されている①事業再生支援及び②地域経済の活性化に資する事業活動の支援（前掲I. 2. (1)）について実施状況評価を行う。

1. 地域経済活性化に資する事業活動に対する支援

(1) 基本的認識

地域における事業再生や地域活性化事業活動に係る支援機能を持続的なものとして整備・拡充していくことが地域経済の活性化にとって重要である。このような認識の下、地域毎の具体的なニーズを踏まえながら、地域金融機関等と共同した事業再生ファンド及び地域活性

化ファンドの設立・運営・出資を行うとともに、経営者の再チャレンジや地域経済の新陳代謝を促すための特定支援、地域金融機関等に対する特定専門家派遣、研修会開催及び地域金融機関からの人材の受け入れ等、地域の再生現場の強化と地域活性化に資する支援に係る取組みを引き続き積極的に進めている。

なお、地域経済活性化に資する事業活動に対する支援に係る体制構築の一環として、平成25年6月に、事業再生ファンド及び地域活性化ファンドを設立・運営する子会社としてREVICキャピタル株式会社を設立、更に、地域金融機関等との共同出資により、地域活性化ファンドを設立・運営する子会社として、平成27年1月にNCBキャピタル株式会社を、平成27年3月にREVICパートナーズ株式会社を、愛媛県内の産業に特化したファンドを設立・運営する会社として平成29年7月にいよぎん・REVICインベストメント株式会社を設立した他、地域経済を支える各産業の中核となる事業者へのリスクマネーの供給を目的とした地域次世代産業推進投資事業有限責任組合を設立・運営する会社としてRFIアドバイザーズ株式会社を、また、観光を軸とした地域活性化モデルの構築を目的とした観光遺産産業化投資事業有限責任組合を設立・運営する会社として株式会社観光産業化投資基盤を、それぞれ平成31年1月に設立した。

また、従来、信用金庫・信用組合に対する専門相談窓口、大阪オフィス、福岡オフィス、仙台オフィス及び熊本オフィスを設置していたが、平成30年10月には、平成30年7月に発生した西日本広域豪雨において被災された事業者の復旧・復興を目的とするファンドを設立するとともに広島事務所を開設し、また、平成31年1月には仙台オフィスのサテライト化による支援体制の整備・強化を図っている。

(2) ファンドの設立実績

地域の経済成長を牽引する事業者を支援するため、金融機関等と協同して、地域活性化ファンドの運営を行っている。ファンドを共同で運営することで、当機構の持つノウハウを金融機関等に移転し、金融機関等の支援能力向上に寄与することにより、各地域における事業者に対する支援の充実を図っている。

令和元年度においては、平成31年1月に設立した株式会社観光産業化投資基盤を運営母体とした「観光遺産産業化投資事業有限責任組合」を令和元年6月に組成した。また、平成31年1月に設立したRFIアドバイザーズ株式会社を運営母体とした「地域次世代産業推進投資事業有限責任組合」については、令和元年7月に組成・運営を開始し、その後、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の新たな参加を受け同ファンド規模の増額を行った。

また、令和元年の台風15号及び19号をはじめとした一連の豪雨・暴風において被災された事業者の復興支援等を目的とする「令和元年台風等被害広域復興支援投資事業有限責任組合」を令和2年1月に被災地域の金融機関と共同で設立した。なお、広域の災害復興ファンドを複数の地域金融機関と共同で運営するのは当機構としても初めてのケースとなる。

なお、平成27年3月に組成した「八十二地域産業グロースサポート投資事業有限責任組合」、平成27年10月に組成した「広域ちば地域活性化投資事業有限責任組合」及び平成28年4月に組成した「こうぎん地域協働投資事業有限責任組合」においては、ファンド運営を通じて地域活性化のノウハウが移転されたことに伴い、それぞれの共同GPに対し、REVICキャピタル株式会社の持分を全て譲渡した。また平成25年12月に組成した「関西広域中小

企業再生ファンド投資事業有限責任組合」においては解散した。

(参考) **別紙3** 「ファンドの組成状況」参照。

(3) 特定組合出資（LP出資）の実績

地域活性化ファンドや事業再生ファンドに対し、当機構がLPとして出資を行うことで、所謂「呼び水効果」として民間によるリスクマネーの供給を促すとともに、地域経済活性化・事業再生支援の担い手である地域金融機関等の事業者に対する支援能力の向上を図るものであるが、令和元年度においては、特定組合出資決定の実績はなかった（累計25先）。

(参考) **別紙4** 「特定組合出資の状況」参照。

(4) 機構が出資するファンドの投資実績

令和元年度においては、機構が出資する48件のファンドで、28件の投資を実行した（累計287件）。

事業者のライフステージに対応した地域活性化ファンドからの投資実行については、地域での雇用創出を通じた地域活性化への貢献も意識して取り組んでいる。地域ヘルスケア産業支援ファンドや产学連携ファンドにおいて新たな事業モデルを創設しようとする事業者や、観光活性化ファンドにおいて地域の観光事業を拡大しようとする事業者、更には地域経済を支える各産業の中核を担う事業者に対しての支援といった、地域雇用に波及していくような支援を行っている。

(5) 特定支援の実績

経営者保証の付いた貸付債権等を当機構が金融機関等から買取り、事業者の全ての金融債務の整理と「経営者保証に関するガイドライン」に沿った経営者個人の保証債務の整理を一体で行っている。

令和元年度においては、商取引に係る債務や租税債務が残っているために採り上げができる相談案件が想定以上に多い中、22件の特定支援決定を行った（累計120件）。これにより、事業の継続が困難な事業者の円滑な退出を促し、経営者の再チャレンジや地域経済の新陳代謝を促した。また、ベストプラクティスを創出した案件をホームページに特定支援案件事例集として掲載するなど、広くモデルを周知した。

(6) 特定専門家派遣実績

地域経済活性化や事業再生の担い手である金融機関等やその支援・投資先である事業者に対し、専門的なノウハウを持った人材を当機構から派遣する業務を行っている。特定専門家派遣は、当機構が持っている知見やノウハウを移転・浸透することを目的にしており、派遣される専門家は、金融機関等が行う事業性評価や事業者の課題解決に対する助言等を行う。

令和元年度においても、引き続き多くの地域金融機関から要望があり、特定専門家派遣決定を24件行った（累計204件）。

特定専門家派遣により当機構の事業性評価のノウハウの移転が進んでおり、事業再生案件や特定支援案件の紹介事例も出てきている。

(参考) **別紙5** 「特定専門家派遣の状況」参照。

(7) 専門人材の育成と地域への還元

事業再生ノウハウ等の地域への移転、地域での人材育成を図る取組みとして、地域金融機関等に対する事業再生等に関する研修会・勉強会を開催（令和元年度 90 回開催。改組からの累計 773 回）するとともに、地域金融機関から長期出向者を受け入れている（令和 2 年 3 月末現在、地域金融機関 14 名が在席し、改組からの累計で 67 名となっている）。また、平成 26 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地域金融機関による事業性評価等をサポートするための一層の取り組みが機構に求められているところ、平成 27 年 1 月に地域金融機関向け短期トレーニー制度を開始し、地域へのノウハウ移転・人材育成等の取組みを強化している（令和元年度は 29 名の地域金融機関職員が短期トレーニー制度を活用し、開始以来累計で 157 名の活用となっている）。地域金融機関の方々が、出向や短期トレーニー期間中に得た事業再生支援や事業性評価等の知見を出身金融機関に復帰後の業務に生かしていただくことにより、地域において自律的・持続的に地域活性化・事業再生が行われる環境づくりに寄与するものと考えている。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において提言のなされた経営（サポート）人材のマッチング等を行う子会社として、平成 27 年 8 月に株式会社日本人材機構を設立した。同子会社は、地方企業に対し、今後の発展に必要となる経営幹部人材を紹介し、地方企業の生産性を上げ、雇用・賃金を拡大・向上させるべく、地域経済活性化に向けた活動に取り組んでおり、地域金融機関と協働で人材紹介の実績を積上げている。こうした取組みの結果、首都圏の有用な経営幹部人材を地方企業へ紹介するモデルの構築や地域金融機関へのノウハウ移転が進捗し、一定程度の地域金融機関がこうした人材紹介事業に参入するなど、同子会社は一定の役割を果たしたと認められるため、本年 6 月末に同子会社の事業を終了することとした。

(8) 広域災害復興に対する取組み

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を受け、平成 28 年 5 月に熊本事務所を開設し、当機構の職員に加え、東日本大震災を経験した地方銀行や東日本大震災事業者再生支援機構の職員の出向を受け、地域金融機関等を通じて、被災された事業者の情報収集・相談対応、助言や案件受付を行うとともに、地域金融機関等への特定専門家派遣業務を通じて、被災事業者に対する復旧・復興に関する初期対応の助言、事業性評価の支援を行った。また、平成 28 年 7 月には、2 つのファンド「熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合」及び「九州広域復興支援投資事業有限責任組合」を設立し、子会社を通じファンド運営業務を行い、熊本地震で被災された事業者の事業再生及び九州広域の復旧・復興の支援に努めている。

平成 30 年 7 月に発生した西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した豪雨災害を受け、同年同月末に広島県に対応拠点を仮設し、中国・四国地方の被災地の地域金融機関や地方公共団体等と連携して、被災事業者の方々の事業再建をはじめ、被災地の復旧・復興支援を開始した。また、平成 30 年 10 月には、仮設拠点を移転し広島事務所を新設するとともに、「西日本広域豪雨復興支援ファンド投資事業有限責任組合」を設立し、豪雨災害により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号、その後の改正を含む。）の適用を受けた 11 府県（広島県、岡山

県、愛媛県、福岡県、山口県、島根県、鳥取県、高知県、兵庫県、京都府及び岐阜県)に本店又は主要事業拠点を有する被災事業者及び災害復興に資する事業を行う事業者等に対し、過剰債務の解消、必要資金の提供及び人的支援を行っている。

また、令和元年10月に発生した台風15号及び19号をはじめとした一連の豪雨・暴風において被災された事業者の復興支援等を目的とする「令和元年台風等被害広域復興支援投資事業有限責任組合」を令和2年1月に被災地域の金融機関と共同で設立し、豪雨・暴風災害により災害救助法の適用を受けた1都13県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)に本店又は主要事業拠点を有する被災事業者及び災害復興に資する事業を行う事業者等に対し、過剰債務の解消、必要資金の提供及び人的支援を開始した。

(9) 地域未来投資促進法に対する取組み

当機構では、過去の事業再生経験から培ったノウハウ・専門人材・リレーションを最大限活用し、地域未来投資促進法(正式名称：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)を踏まえ、また当機構のミッションでもある地域経済を支える地域産業の高度化・活性化や雇用機会増大の実現のため、地域経済を支える各産業の核となる事業者に対する成長資金・リスクマネーの提供、ならびに事業者が抱える事業承継、株主是正や財務基盤強化(自己資本)などの資本政策上の課題解決を、地域金融機関と協調して行うことによって地域経済の活性化を図るべく、令和元年7月に「地域次世代産業推進投資事業有限責任組合」を組成・運営を開始し、その後、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の新たな参加を受け同ファンド規模の増額を行った。

(10) 観光による地域経済活性化モデル創出に対する取組み

当機構は、文化財を始めとした文化遺産や国立公園等の自然遺産は、インバウンドにとって、「日本ならでは」の圧倒的な魅力を持ちつつも、その活用については官民を挙げて取り組み、ポテンシャルを最大限発揮していく必要があるとの認識の下、①平成27年5月28日に観光を軸とした地域活性化モデルの構築を目的として、観光庁と連携協定を締結し、②平成29年2月14日に環境省と、そして③平成30年10月10日には文化庁と、国立公園や文化財を活用した観光による地域経済活性化に関する連携協定を締結するとともに、令和元年6月に「観光遺産产业化投資事業有限責任組合」を組成した。

また、令和元年12月に、「岩手県平泉町における『文化遺産を活用した観光による地域活性化』に関する連携協定」を締結し、平泉町における「文化遺産を活用した観光による地域活性化モデル」の構築を目指し、地域の経済・雇用を支える基幹産業である観光産業の発展と文化遺産等の保護・保全の両輪サイクル構築に向けた取組みを、観光庁、環境省および文化庁と密に連携しながら推進している。

2. 地域経済活性化を図るための事業再生支援

(1) 基本的認識

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者について、事業再生計画に基づき、過大な債務の削減等を通じた財務の再構築や事業内容の見直しによる十分な事業利益

の確保により、競争力の回復と事業再生を支援する業務を行っている。

事業再生支援を進める上で、我が国の事業者の大多数を占め、各地域で経済を支える中小企業者等に対する支援が重要である。このような認識の下、事業再生に係る相談受付、事業者・債権者等関係者との協議・調整及び事業再生計画の策定支援等の再生支援決定に係る取組みや、中小企業再生支援協議会との連携・協力を通じた事業再生支援に係る取組みを進めてきた。また、再生支援決定を行った事業者については、事業継続に重大な懸念が生じた場合の対応体制の強化を図った上で、モニタリング管理や経営人材の派遣等を通じて事業再生計画の進捗状況等を定期的に又は必要に応じて随時把握し、事業者を巡る経営・事業環境の変化等に対処しながら、その着実な事業再生と企業価値の向上に取り組んできた。

当機構は、事業者の規模・属性や支援形態等に応じた柔軟な支援決定が可能となる態勢をとっている。(株)地域経済活性化支援機構に改組して以降、令和2年3月末現在で84件の再生支援決定を行っているが、いずれも中小企業や病院等の中小・中堅規模の事業者であり、製造業、医療、学校等の地域密着型の業種が多く、地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うという法令上の目的に沿ったものとなっている。

(2) 再生支援の実績

令和元年度においては、景気回復基調の中、デューデリジェンス中の関係者との交渉・調整に時間を要したものの、1件の再生支援決定を行い、この支援を通じて約2,000人の雇用維持が図られた(当機構に改組された平成25年3月18日以降の支援決定件数は、84件)。

なお、再生支援決定を行った案件(公表案件に限る。)の概要については別紙2「支援決定事業者の再生計画の概要等」参照。

令和元年度においても、機構は、当事者だけでは難航しがちな債権者間の利害調整への対応を行い、案件に応じて、事業者に最適な人材を派遣して事業再生に関する助言・指導等を行うことなどを通じて、地域活性化に資する事業再生の成功モデルを積み上げている。

支援にあたっては、主務大臣が定める「株式会社地域経済活性化支援機構支援基準」(以下「支援基準」という。)との適合性をチェックし、支援基準が満たされていることを確認したうえで支援を決定している。相談体制については、相談窓口として金融等の専門家が地域別担当チームを編成して対応しているほか、信用金庫・信用組合からの事業再生・地域活性化に関する専門相談窓口を設けている。

III. 総括

今回、当機構が令和元年度に実施した業務に係る実施状況の評価を行ったところであるが、当機構の有する多様な枠組・機能や他の支援機関との連携等により、地域活性化・事業再生ノウハウの全国的な浸透が着実に図られており、地域において自律的かつ持続的に地域活性化・事業再生が行われるよう牽引役としての役割を果たしているものと考えている。

また、平成30年5月23日、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律が公布・施行され、機構の支援・出資決定期限及び業務完了期限がそれぞれ3年間延長された。

当機構としては、地域金融機関等との連携を更に深め、各地域の具体的なニーズに適切に対応

しながら、延長された期間内で、地域金融機関へのノウハウ移転を完了し、全国各地で地域金融機関などが自律的に中小企業支援や地域活性化の取組を実現できるよう事業を推進した。

以上

(参考) 第11期決算の概要

当機構の業務運営については、将来の業務や事業規模の見通し等を踏まえ予算案を作成し、主務大臣の認可を得て執行するとともに、決算及び事業報告について、会計監査人及び社外監査役による監査、主務大臣の承認を受けている。

1. 財産及び損益の状況

区分	第8期 (平成28年度)	第9期 (平成29年度)	第10期(当期) (平成30年度)	第11期(当期) (令和元年度)
営業収益(百万円)	629	1,034	1,548	346
経常利益(百万円)	△5,314	△4,717	△4,794	△3,801
当期純利益(百万円)	△5,325	△4,932	△11,473	△3,812
1株当たり当期純利益(円)	△10,207.59	△9,454.29	△23,194.92	△14,548.33
総資産(百万円)	117,434	113,151	68,409	65,096
純資産(百万円)	116,061	111,231	66,868	63,821
1株当たり純資産額(円)	222,469.08	213,211.26	255,149.05	243,523.95

2. 貸借対照表・損益計算書の主な項目

(1)貸借対照表（令和2年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	51,172	流 動 負 債	340
現 金 及 び 預 金	18,600	未 払 費 用	162
有 価 証 券	21,000	預 り 金	41
貸 出 金	733	賞 与 引 当 金	110
営 業 投 資 有 価 証 券	10,466	役 員 賞 与 引 当 金	4
未 収 入 金	154	そ の 他	21
未 収 還 付 法 人 税 等	87		
未 収 消 費 税 等	72		
そ の 他	54	固 定 負 債	933
固 定 資 産	13,924	退 職 給 付 引 当 金	782
有 形 固 定 資 産	0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28
無 形 固 定 資 産	0	資 産 除 去 債 務	123
投 資 そ の 他 の 資 産	13,924	負 債 合 計	1,274
投 資 有 価 証 券	11,600	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	1,924	株 主 資 本	62,828
差 入 保 証 金	395	資 本 金	13,103
そ の 他	3	利 益 剰 余 金	49,715
		そ の 他 利 益 剰 余 金	49,715
		繰 越 利 益 剰 余 金	49,715
		評 価 差 額 金 当	1,002
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,002
		純 資 産 合 計	63,821
資 产 合 計	65,096	負 債・純 資 産 合 計	65,096

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(2)損益計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		346
営 業 費 用		4,158
営 業 利 益		△ 3,811
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
有 価 証 券 利 息	5	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	3	9
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	0
経 常 利 益		△ 3,801
税 引 前 当 期 純 利 益		△ 3,801
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		11
当 期 純 利 益		△ 3,812

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(3)株主資本等変動計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当 期 首 残 高	13,103	53,527	53,527	66,631	236	236	66,868
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
当 期 純 利 益		△ 3,812	△ 3,812	△ 3,812			△ 3,812
株主資本以外の項目の当期変動額					766	766	766
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	△ 3,812	△ 3,812	△ 3,812	766	766	△ 3,046
当 期 末 残 高	13,103	49,715	49,715	62,818	1,002	1,002	63,821

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)のKPI

I. 機構全体に関するKPI

1. ファンド業務を通じた地域経済の活性化への貢献	2. 特定支援業務を通じた地域経済の活性化への貢献	3. ノウハウ移転を通じた地域経済の活性化への貢献
<p>(1) 地域経済への貢献 達成目標：令和2年度末までに80%以上 ⇒投資事業者の①雇用機会の創出・確保、②P/L（売上高の増加、収益性の向上など）の向上やB/S(資本の増強、負債の減少など)の改善に貢献した割合</p> <p>(2) 民間及び地公体、支援機関との連携 達成目標：95%以上 ⇒民間等と連携して取り組んだ事例の割合</p> <p>(3) 民業補完の確保 達成目標：60%以上 ⇒機構が出資したファンドに係る呼び水効果（民業補完の確保）として、ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合</p>	<p>(1) 特定支援による地域経済への貢献事例の創出 達成目標：令和2年度末までに20%以上増加 ⇒特定支援（再チャレンジ支援）のうち、事業承継・譲渡型の事例が平成27年度～29年度と平成30年度～令和2年度対比で増加した割合</p> <p>(2) 全国各地での特定支援事例の創出 達成目標：令和2年度末までに20%以下 ⇒都道府県ベースでの空白地域の割合</p>	<p>(1) 地域金融機関の事業性評価の向上 達成目標：令和2年度末までに80%以上 ⇒特定専門家派遣により、金融機関の事業性評価のスキルアップに寄与した割合</p> <p>(2) 地域金融機関による自律的なファンド運営 達成目標：令和2年度末までに70%以上 ⇒地域金融機関と共同で組成したファンドに関し、運営に係るノウハウの移転が図られ、GP出資持分を譲渡した割合</p> <p>(3) 地域金融機関からの出向者等の受入れ 達成目標：年間30人以上 ⇒地域金融機関からの長期出向者及び短期トレーニーの受入れ人数</p> <p>(4) ノウハウ移転に係る地域金融機関からの評価 達成目標：90%以上 ⇒事業再生支援、特定支援、ファンド、専門家派遣などの各業務を通して、機構が関与した地域金融機関から、移転が進展したと回答のあった割合</p>
4. 中小企業等への重点支援の明確化	5. 機構全体の収益性確保	
<p>(1) 中小企業等への重点支援 達成目標：支援割合を90%以上 ⇒事業再生支援、特定支援、ファンド投資における中小企業等（病院・学校等を含む）の割合</p>	<p>(1) 出資金を全額維持できる財務状況の確保 達成目標：倍率1.0倍超 ⇒（出資金+利益剰余金※）／出資金 ※過去の国庫納付や配当の実施額控除後</p>	

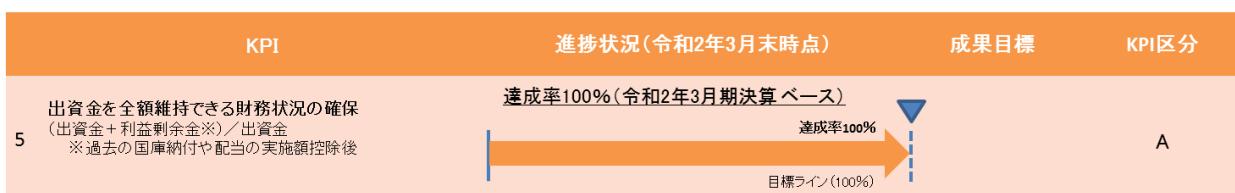
II. 個別案件に関するKPI

1. 観光および地域未来投資分野における投資実績の積上げ
当該分野のファンドにおいて地域特性を生かした投資事例が創出できたか
2. ファンド業務のパフォーマンス
ファンド業務の収益性が確保できているか（倍率1.0倍超）

3. 支援先の雇用機会の創出・確保
機構の支援業務が雇用機会の創出・確保に貢献しているか

収益性のKPI

(株)地域経済活性化支援機構



個別案件KPIの総括的状況

- ②ファンド業務のパフォーマンス
ファンド業務の収益性が確保できているか（倍率1.0倍超）
⇒機構がEXITを行った9ファンドの回収額は出資額の1.0倍超となっている。(9/9)

政策性のKPI

(株)地域経済活性化支援機構

KPI	進捗状況(令和2年3月末時点)	成果目標	KPI区分
1. ファンド業務を通じた地域経済の活性化への貢献			
(1) 地域経済への貢献 投資事業者の①雇用機会の創出・確保、②P/L(売上高の増加、収益性の向上など)の向上やB/S(資本の増強、負債の減少など)の改善に貢献した割合 (上記①、②のうち2つ該当:2点、1つ該当:1点)	<p>達成率89%(令和2年3月末) ◆ REVICOが運営するファンドのEXIT案件について、雇用、P/LやB/Sの向上、改善に貢献した割合</p>	・達成率目標=令和2年度末までに80%以上 ※測定時点目標:75%以上	A
(2) 民間及び地公体、支援機関との連携 民間のソーシングや金融機関からの協調投融資、金融機関と協働した事業者への人的支援、他の民間・官民ファンドからの協調投融資、地方公共団体からの補助金、支援協等の関与があった割合	<p>達成率93%(令和2年3月末) ◆ 民間等と連携して取り組んだ事例の割合</p>	・達成率目標=95%以上	B
(3) 民業補完の確保 機構が出資したファンドに係る呼び水効果 (民業補完の確保)として、ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合	<p>達成率60%(令和2年3月末) ◆ ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合</p>	・達成率目標=60%以上	A
2. 特定支援業務を通じた地域経済の活性化への貢献			
(1) 特定支援による地域経済への貢献事例の創出 特定支援(再チャレンジ支援)のうち、事業承継・譲渡型の事例が平成27年度～29年度と平成30年度～令和2年度対比で増加した割合	<p>達成率69%(令和2年3月末) ◆ 特定支援(再チャレンジ支援)において、事業承継・譲渡型の事例を平成27年度～29年度との件数対比で20%増加</p>	・達成率目標=令和2年度末までに100% ※測定時点目標:70%以上	B
(2) 全国各地での特定支援事例の創出 全国各地での特定支援事例の創出 都道府県ベースでの空白地域の割合(カバレッジ)	<p>空白地域割合23%(令和2年3月末) ◆ 特定支援の空白地域の割合を2割以下(カバレッジ)</p>	・達成率目標=令和2年度末までに20%以下 ※測定時点目標:23%以下	A

政策性のKPI

(株)地域経済活性化支援機構

KPI	進捗状況(令和2年3月末時点)	成果目標	KPI区分
3. ノウハウ移転を通じた地域経済の活性化への貢献			
(1) 地域金融機関の事業性評価の向上 特定専門家派遣により、金融機関の事業性評価のスキルアップに寄与した割合	<p>達成率36%(令和2年3月末) ◆ 地域金融機関への事業性評価のノウハウ移転を完了した割合(第2フェーズ修了割合)</p>	・達成率目標=令和2年度末までに80%以上 ※測定時点目標:45%以上	B
(2) 地域金融機関による自律的なファンド運営 地域金融機関と共に組成したファンドに係る、運営に係るノウハウの移転が図られ、GP出資持分を譲渡した割合	<p>達成率64%(令和2年3月末) ◆ 地域金融機関へのファンド運営のノウハウ移転を完了した割合</p>	・達成率目標=令和2年度末までに70%以上 ※測定時点目標:50%以上	A
(3) 地域金融機関からの出向者等の受け入れ 地域金融機関からの長期出向者及び短期トレーニーの受け入れ人数	<p>達成率100%(令和2年3月末) ◆ 地域金融機関からの長期出向者及び短期トレーニーの受け入れ人数30人以上</p>	・達成率目標=100%	A
(4) ノウハウ移転に係る地域金融機関からの評価 事業再生支援、特定支援、ファンド、専門家派遣などの各業務を通して、機構が関与した地域金融機関から、移転が進展したと回答のあった割合	<p>達成率93%(令和2年3月末) ◆ 機構が関与した地域金融機関から、移転が進展したと回答のあった割合</p>	・達成率目標=90%以上	A
4. 中小企業等への重点支援の明確化 中小規模の事業者の割合を9割以上 (病院・学校等を含む)			
	<p>達成率96%(令和2年3月末) ◆ ファンド、事業再生支援、特定支援による案件のうち中小規模事業者(病院・学校等を含む)</p>	・達成率目標=90%以上	A

(株)地域経済活性化支援機構

個別案件KPIの総括的状況

①観光および地域未来投資分野における投資実績の積上げ

当該分野のファンドにおいて地域特性を生かした投資事例が創出できたか

⇒ 観光遺産产业化ファンド(6月設立)及び地域次世代産業推進ファンド(7月設立)の設立を行った。

地域次世代産業推進ファンドについては、3月末時点で5件の投資実績あり。

③支援先の雇用機会の創出・確保

機構の支援業務が雇用機会の創出・確保に貢献しているか

⇒ 機構が令和2年3月末までに支援を行った対象企業に関する雇用確保数の累計は約 3万人となっている。

(個別案件に関するKPIに係る目標に照らしての個別の案件の進捗・達成状況については非公表)

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	(株)紅乙女酒造 【再生支援完了:平成26年2月28日】	(株)中山製鋼所 【再生支援完了:平成28年3月28日】	(株)北都 (株)三都 【再生支援完了:平成25年10月29日】
再生支援決定	平成25年3月21日	平成25年3月28日	平成25年3月28日
買取決定等	平成25年5月23日	平成25年6月20日	平成25年5月28日(買取しない旨)
出資決定	—	—	—
処分決定	平成26年1月31日	平成28年3月25日	—
事業概要			
業種	酒類製造、酒類販売	鉄鋼事業、エンジニアリング事業、不動産事業	印刷物の製造及び販売等(北都) A判印刷事業(三都)
本社所在地／資本金	福岡／0.7億円	大阪／155.38億円	新潟／0.99億円(北都) 1.56億円(三都)
企業グループ	—	連結子会社6社(H25/2/28)	—
従業員	36名(H24/12末)	538名(H25/1/1、中山製鋼所単体)	148名(H24/12末、北都) 4名(H24/12末、三都)
支援申込／連名金融機関等	福岡銀行、ふくや	三菱東京UFJ銀行	第四銀行、島津印刷
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	H21年に銀行の協力を得て、事業構造の再構築、低コスト企業体质への変革を図ったが、競争環境が更に厳しくなる中で、収益力回復には至らず、H22年12月期には経常赤字を、翌期には営業赤字を計上した。今後の収益回復も限定的な中、過去の設備投資の借入負担は重く、老朽化した生産設備の修繕や必要な設備投資等に伴う追加コストも予想されることから、主力の福岡銀行及びスポンサーと協議し、申込に至った。	リーマンショックにより鉄鋼需要が急激に悪化、転炉工場及びコークス工場の休止やエネルギー供給体制の再構築により大幅なコスト削減を行ったが、高炉メーカー時代の休止設備や工場敷地を抱え、多重構造の組織人員体制のまま高コスト体质から脱却できず、H18年以降の熟延工場への新規投資等の借入負担も重く、H21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至っていることから、主力の三菱東京UFJ銀行と協議し、申込に至った。	北都は、商業印刷事業が低迷する中、本社工場を増築、新規に印刷機を導入したが、当初予定通りには受注が伸びず、結果として借入残高を増加させることになった。また、H19年12月からH20年1月までの間に、ファクタリング債権を購入し、資金繰りを圧迫する要因となった。三都も、出版業の不振を背景に北都からのA判印刷事業の受注量が伸びず、業績も低迷していることから、主力の第四銀行及びスポンサーと協議し、申込に至った。
事業計画 売上高 経常利益	「胡麻焼酎への回帰」及び「麦焼酎の再構築」を行い、「プロダクトミックス等の再構築による収益構造の改善」を図ると共に、「製造設備の投資」により、再生を図る。	『業界トップクラスのロー・コスト経営の確立』、『グループ一体経営の強化による総合力の発揮』及び『健全な財務体质への改善』を基本方針として、再生を図る。	『顧客開拓の協力』、『共同仕入等による材料費削減』、『外注費の改善』、『下請受注による売上拡大』及び『コスト削減』の各施策を実施し、再生を図る。
スキーム骨子	売上高:16億円(H23.12) 経常利益:▲1.41億円(H23.12)	売上高:1,138億円(H24.3、中山製鋼所単体) 経常利益:▲83.43億円(H24.3、中山製鋼所単体)	売上高:26億円(H24.6、北都) 2億円(H24.6、三都) 経常利益:▲0.65億円(H24.6、北都) ▲0.90億円(H24.6、三都)
機構の出資状況	—	—	—
スポンサー候補	ふくや	新日鉄住金、日鐵商事、阪和興業、エア・ウォーター、大阪瓦斯、大和P1パートナーズ	島津印刷

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	(株)マリーナ電子 (株)マリーナ産業 【再生支援完了:平成26年2月7日】	医療法人社団東華会 (有)東華医療設備 【再生支援完了:平成27年12月25日】	寿工業(株) 【再生支援完了:平成29年9月22日】
再生支援決定	平成25年3月28日	平成25年5月30日	平成25年9月13日
買取決定等	平成25年5月28日(買取しない旨)	平成25年8月2日	平成25年11月29日
出資決定	—	—	平成25年11月29日
処分決定	—	平成27年12月18日	平成27年9月11日(債権)、平成29年7月28日(株式)
事業概要			
業種	電子部品受託製造業(マリーナ電子) OA機器等販売業、不動産賃貸業(マリーナ産業)	医療事業及び介護事業(東華会) 病院敷地等の不動産賃貸業(東華医療設備)	鉄鋼製品及び鋳鋼品の製造販売等
本社所在地／資本金	茨城／4.17億円(マリーナ電子) 0.15億円(マリーナ産業)	神奈川／0.11億円[出資金](東華会) 0.03億円(東華医療設備)	東京／0.48億円 (主たる事業所在地:広島県呉市)
企業グループ	—	—	事業子会社6社
従業員	230名(H24/12末、マリーナ電子) 18名(H24/12末、マリーナ産業)	244名(H25/3末、東華会) 1名(H24/12末、東華医療設備)	[単体]78名、[連結]386名(H24/11末)
支援申込／連名金融機関等	筑波銀行、常陽銀行、キャノン電子	横浜銀行	もみじ銀行、広島銀行、呉信用金庫、商工組合中央金庫
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	マリーナ電子は、世界的な景気後退により、売上高はピーク時の約3分の1に落込み、関係子会社の整理、人員削減及び賃金カット等のリストラを実施したが回復せず、資金繰りは逼迫。過去の積極的な設備投資等による多額の有利子負債は返済不能な状況。マリーナ産業は、OA機器等販売・不動産賃貸事業を細々と営んでいたが、こちらも過去の不動産投資等による借入金は返済不能なことから、主力の筑波銀行、常陽銀行、主要取引先であるキャノン電子と協議し、申込に至った。	東華会は、収益力と比して借入過多の状態にあり、また中核事業である相模湖病院は、精神病床削減を進める制度改定が予想される中、設備投資を含む事業モデルの転換を行わないと、現状収益の維持が困難となるおそれがある。 これらの状況を受け、主要金融機関である横浜銀行と協議し、事業モデルの転換、新経営体制の確立と共に、金融支援による財務体质改善を企図して、機構への申込に至った。	寿工業は、北九州市において韓国向けの鋳造用鋼塊(インゴット)等を製造するため巨額の資金を調達し、韓国企業と合弁で「アジア特殊製鋼㈱」(ASS)を設立、併せて自身による北九州製作所を設立したが、工場建設中にリーマンショックが勃発。2009年10月から本格稼働したものの、リーマンショックに端を発した需要後退や為替の影響等により、2012年4月にASSは自己破産を申請、北九州製作所はその後操業停止。その結果、ASSに対する多額の保証債務を抱えるに至った。
事業計画 売上高 経常利益	『収益構造の改善、生産性の向上・効率化』、『生産設備の適正化』、『採算管理の徹底化』及び『組織運営体制の改革』の各施策を実施し、再生を図る。 売上高:32億円(H24.10、マリーナ電子) 4億円(H24.10、マリーナ産業) 経常利益:▲2.06億円(H24.10、マリーナ電子) ▲0.11億円(H24.10、マリーナ産業)	「依存症治療の強化」、「認知症患者の地域連携」、「退院後のケアを見据えた長期入院患者の退院促進」の各施策を実施し、これまでの長期入院が中心であった事業モデルから、地域ケアを中心とする事業モデルへ転換し、再生を図る。 売上高:21億円(H24.10、東華会) 0.3億円(H24.10、医療設備) 営業利益:0.7億円(H24.10、東華会) 0.2億円(H24.10、医療設備)	「製鋼事業における売上・収益の維持拡大」、「船用鋳鋼品及び陸用鋳鋼品の収益性改善」、「設備投資の合理化」、「組織運営体制・人事政策の改革」の各施策を実施し、再生を図る。 売上高:171億円(H24.11) 経常利益:▲14億円(H24.11) 【参考】北九州事業損益を除いた場合 売上高:157億円、経常利益:3.2億円
スキーム骨子	マリーナ電子は、吸収分割により、新会社に基板実装事業及び負担可能な債務を承継。新会社は、茨城いきいき2号ファンド、キャノン電子等から出資、筑波銀行から最大100百万円の運転資金枠の設定を受ける。マリーナ産業は両事業から撤退、OA機器等販売事業は、キャノン電子又はその子会社への会社分割による承継を検討中、不動産賃貸事業は、保有全物件を処分する。	東華医療設備は、東華会に対し不動産移転と免責的債務引受けを実施後、特別清算手続を申立て。東華会は、金融機関による金融支援実施後、機構及び横浜銀行による運転資金・構造改革資金等の新規融資(融資枠の設定)、社員・理事等の経営人材派遣などによる再生支援を受ける。	寿工業は、吸収分割の手法を用いて同社が設立する新会社に対して全ての事業及び負担可能な債務を承継後、所有不動産等資産処分の上、特別清算手続を申立て。新会社は、機構からの出資(総額5億円)、DESを希望する債権者からの債権の現物出資を受けるとともに、機構より総額350百万円、同じくもみじ銀行からも同額の融資枠の設定を受ける予定。
機構の出資状況	—	—	新会社に対し、機構から出資(総額5億円)、及びDESを希望する債権者からの債権の現物出資
スポンサー候補	—	—	—

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	新和印刷(株) 新和ロジスティクス(株) 【再生支援完了:平成27年9月29日】	(株)沖縄三越 【再生支援完了:平成28年2月26日】	(株)フレンドリー ¹⁾ 【再生支援完了:平成30年6月22日】	
再生支援決定	平成26年7月22日	平成26年8月1日	平成26年8月1日	
買取決定等	平成26年9月17日(買取しない旨)	平成26年8月29日(買取しない旨)	平成26年10月3日(買取しない旨)	
出資決定	—	平成26年8月29日	平成26年10月3日	
処分決定	—	平成27年8月28日(債権)、平成27年12月18日(株式)	平成30年5月11日	
事業概要				
業種	印刷製版製本業等(新和印刷) 運送業及び倉庫業等(新和ロジスティクス)	百貨店及びその他店舗の運営	ファミリーレストラン・居酒屋の運営	
本社所在地／資本金	大阪／0.69億円(新和印刷) 0.1億円(新和ロジスティクス)	沖縄／4.54億円	大阪／39億円	
企業グループ	—	—	—	
従業員	91名(H26/4末、新和印刷) 12名(H26/4末、新和ロジスティクス)	167名(H26/4/1現在)	202名(H26/3末:正社員)	
支援申込／連名金融機関等	三井住友銀行、石田大成社	沖縄銀行、リウボウホールディングス	りそな銀行	
事業計画概要				
支援申請に至った経緯	2000年代における国内での資材印刷需要の急減や、最大取引先の事業再編等に伴う取引方針の見直し、営業人脈の喪失により、受注が大きく落ち込んだ。更にバブル期の不動産投資の失敗に起因する有利子負債が過大であり、事業継続が困難な状況に陥っていた。以上の経緯から、事業を抜本的に再建させるため、三井住友銀行及び石田大成社と協議の上で、再生支援の申し込みをするに至った。	沖縄三越が位置する国際通りの客層が観光客・若年層にシフトしたこと等、地域商業環境の変化等により百貨店売上が減少。加えて、三越商標利用期限の到来が迫り、主要事業である百貨店事業継続の見通しが立たず、抜本的な事業再構築を図るため、主力の沖縄銀行及びリウボウホールディングスと協議し、再生支援の申し込みをするに至った。	フレンドリーは、2007年のサブプライムローン問題と2008年のリーマンショックに端を発する景気後退・悪化の影響を受け業績が悪化。2010年3月期に「経営構造改革計画」を作成、セントラルキッチンの廃止など様々な対策に取り組み大幅な経費削減を達成したが、設備投資に十分な資金を得るまでには収益は改善せず、メインバンクであるりそな銀行と協議の上、再生支援の申し込みをするに至った。	
事業計画 売上高 経常利益	①顧客開拓強化、②業務効率化、③公正かつ適材適所の人事制度及び成果主義の導入の各施策を実施し、再生を図る。 売上高:31億円(H25.10、新和印刷) 2億円(H25.12、新和ロジスティクス) 経常利益:0.17億円(H25.10、新和印刷) 0.27億円(H25.12、新和ロジスティクス)	「百貨店事業の終了及び百貨店事業以外の事業継続」、「百貨店閉店後の跡地を利用した、観光エンターテイメント事業の展開」、「スポンサーを中心とした取締役による経営体制の構築」により再生を図る。	①ハードの改善(店舗改裝、業態再編)、②ソフトの改善(店舗オペレーション改善等)、③支出の抑制(更なるコスト削減、不採算店からの撤退)を実施し、業績回復を果たす事を目指す。 売上高:76億円(H26.2) 経常利益:0.7億円(H26.2)	売上高:91億円(H26.3) 経常利益:△2.8億円(H26.3)
スキーム骨子	新和印刷は、吸収分割の手法を用いて、石田大成社が設立する新会社に対し、事業に必要な資産負債及び権利義務を承継。旧会社は、遊休不動産等を売却し、売却代金は負債の返済に充当。残債務は、特別清算等の法的整理により処理。新和ロジスティクスは、全株式を吸収分割に係る承継資産として移転させ、新会社の100%子会社として石田大成社に経営権を移転。	沖縄三越の法人格を維持し、いわゆる100%減資を行い、リウボウホールディングスが沖縄三越の経営権を取得。資金面については、リウボウホールディングス及び機構による出資に加え、沖縄銀行及び機構が融資。	取引金融機関に対し約5年間の元本弁済停止を要請、メインバンクは更にDESの実行、コミットメントラインの設定、金利減免、人材の派遣等の金融支援を行う。筆頭株主である前会長は、保有株式の一部を無償譲渡。また機構は新株予約権付社債等を引き受け、約10億円の設備投資資金を提供、併せて人材の派遣を行う予定。	
機構の出資状況	—	100%減資後の沖縄三越に対し、機構から出資(総額0.35億円)	新株予約権付社債等の引受による資金提供(10億円)	
スポンサー候補	石田大成社	リウボウホールディングス	—	

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	(株)最上 (株)海莊 (株)クリアウォーター 【再生支援完了:平成30年12月31日】	社会福祉法人宇治病院 【再生支援完了:平成27年6月29日】	(株)建材社 【再生支援完了:平成27年1月30日】
再生支援決定	平成26年8月6日	平成26年8月8日	平成26年8月22日
買取決定等	平成26年10月7日	平成26年8月29日(買取しない旨)	平成26年9月12日(買取しない旨)
出資決定	平成26年10月7日	—	—
処分決定	平成30年9月25日	—	—
事業概要			
業種	鮮魚小売(最上)、鮮魚小売(海莊)、辛子明太子製造販売(クリアウォーター)	医療事業、介護事業	建材卸売、タイル工事等
本社所在地／資本金	福岡／0.48億円(最上)、0.3億円(海莊) 0.5億円(クリアウォーター)	京都／0.32億円(基本金)	北海道／3.4億円
企業グループ	—	—	事業子会社5社
従業員	339名(H26/2末、最上)、142名(H26/2末、海莊)、83名(H26/2末、クリアウォーター)	469名(H26/3末)	[単体]46名(H26/3末)
支援申込／連名金融機関等	福岡銀行	京都銀行	北海道銀行、クワザワ
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	バブル経済の崩壊に伴う国内消費の低迷により業績が徐々に下降する状況に陥った。出店先テナントへの依存体质からの脱却に加え、飲食事業への進出など事業の多角化を行ったが、採算見通しに比して過度な投資支出を行つたため、多額の有利子負債を抱えることとなつた。また、2008年のリーマンショックに端を発した更なる消費低迷により業績が悪化し、事業継続は極めて困難な状況に陥つたことから、福岡銀行と協議の上、再生支援の申込みをするに至つた。	医療機関の機能分化の流れに沿わない病床運営等により病床稼働率が低下したため、収益が低迷し、収益に比して過大な借入金負担となっていた。一部病床転換等により収益はやや改善したが、建物の老朽化による修繕や設備更新の必要にも迫られているにも関わらず、借入金の返済も困難な状況に陥つていた。そこで、財務体质を改善するとともに、医療・介護の質向上の土台となる経営改善を推し進めることを目的として、再生支援の申込みをするに至つた。	バブル期の景気後退を背景に、本業の建材卸事業が低迷したのに加え、多角化した事業がいずれも深刻な業績不振に陥つた。多角化事業の縮小と債務の圧縮を続けたが、リーマンショックによる更なる景気後退により、金融債務の弁済が困難な状況となつたことから、取引金融機関の協力を得て、低成本企業体质への変革を図つた。しかし、外部環境は更に悪化し、事業の継続が困難な状況であったことから、北海道銀行及びクワザワと協議の上、再生支援の申込みをするに至つた。
事業計画 売上高 経常利益	「適正な店舗配置」、「仕入調達ルートの適正化・多角化」、「店舗運営オペレーションの改善・統一化」及び「経営体制の刷新」と意思決定構造の再構築」の各施策を実施し、再生を図る。	医療と介護の連携強化、訪問看護体制の強化、経費削減の各施策を実施し、再生を図る。	①販売体制強化による収益構造の改善、②与信管理体制の強化、③組織運営体制強化の各施策を実施し、再生を図る。
スキーム骨子	最上100%出資の受皿会社を作り、機構が株式を譲受した後、会社分割により事業を譲渡し、機構が出資を実施。併せて、人材の派遣、融資枠の保証も行う。	関係金融機関等が債権放棄等の金融支援を実施する。併せて機構は、人材の派遣、融資枠の設定を行う。	建材社は、100%減増資の手法を用いて、クワザワの完全子会社となる。一方で、遊休不動産を売却した売却代金を負債の返済に充当した上で、取引金融機関が一部債権放棄を実施する。残債務については、債権放棄と同日付けで、クワザワからの貸付金を原資として全額弁済する。
機構の出資状況	新会社に対し、機構から出資(0.96億円)、及び最上から新会社の株式を0.02億円で譲り受ける(総額0.98億円)	—	—
スポンサー候補	—	—	クワザワ

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行つた41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	熊本バス(株) 【再生支援完了:平成29年2月10日】	大井川鐵道(株) 大鉄商事(株) 【再生支援完了:平成28年4月27日】	マルカサービス(株) マナレイジャパン(株) 【再生支援完了:平成28年1月29日】
再生支援決定	平成27年2月13日	平成27年5月29日	平成27年7月10日
買取決定等	平成27年4月3日(買取しない旨)	平成27年8月7日(買取しない旨)	平成27年10月2日(買取しない旨)
出資決定	—	—	—
処分決定	—	—	—
事業概要			
業種	自動車一般運輸業(バス事業)、自動車学校運営業等	鉄道事業、不動産賃貸業、物販事業	自動車用品卸業
本社所在地／資本金	熊本／1億円	静岡／0.7億円(大井川鐵道)、0.1億円(大鉄商事)	愛知／0.97億円(マルカサービス)、0.33億円(マナレイジャパン)
企業グループ	—	—	—
従業員	184名(H26/12末)	138名(H27/3末、大井川鐵道)、19名(H27/3末、大鉄商事)	70名(H27/7/10、マルカサービス)、34名(H27/7/10、マナレイジャパン)
支援申込／連名金融機関等	熊本第一信用金庫、肥後銀行	静岡銀行、エクリプス日高	三菱東京UFJ銀行、レイズ
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	熊本バスは、バス事業等の交通サービス等を提供することで、地域社会・経済に貢献し、順調に事業を拡大してきたが、近年、路線バス利用者数が減少し、赤字路線が増加した。また、貸切バス事業もデフレの継続及び規制緩和による競争の激化等を原因として、収益性が悪化したため、恒常的な資金不足に陥り、設備の更新投資が十分に実施できない状態が継続した。このような状況を踏まえ、熊本第一信用金庫及び肥後銀行等と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	大井川鐵道は、静岡県島田市を中心に鉄道運送を行っており、特に高齢者や通学利用者等の貴重な足となっており、地域の重要な交通インフラとして、地域社会に貢献してきた。しかし、沿線の過疎化の進行による利用者減少等によって収益が悪化、また、コスト削減も遅れたことから、返済能力を超えた過大な負債を抱えるに至った。今般、抜本的な事業再建を図るため、静岡銀行及びエクリプス日高と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	マルカサービス及びマナレイジャパンは、自社ブランド品の生産を中国の協力工場に委託するビジネスモデルを採用していたことから、原価高騰を招く円安リスクを避けるために通貨デリバティブを行っていたところ、2008年から2012年にかけて続いた円高により、多額の損失を被った。その後も、消費増税等の影響もあり、収益を改善させることができず、資金繰りが逼迫。三菱東京UFJ及びレイズと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①一般乗合事業における広告収入の増加、 ②旅行事業及び貸切バス事業における商品の充実、収益力の強化、③自動車学校事業における新規講習開始による講習料の増加、④計画的な設備投資の実施による事業競争力の確保	①マーケティングの強化、②サービス向上によるリピーター確保、③情報発信力の強化、④収益管理の徹底、⑤従業員教育等の組織改革の各施策を実施	①利益幅の大きい商品の販売に注力することで収益を拡大、②中価格帯の合弁ブランドをスポンサーと共に開発し、利益率を改善、③在庫管理を徹底し、生産計画の精度を上げ、余剰在庫を解消
スキーム骨子	売上高:12億円(H26.3) 経常利益:△1.55億円(H26.3)	売上高:11億円(H27.3、大井川鐵道) 経常利益:0.03億円(H27.3、同上) 売上高:3.47億円(H27.3、大鉄商事) 経常利益:0.1億円(H27.3、同上)	売上高:139億円(H27.5、マルカサービス) 経常利益:△4.36億円(H27.5、同上) 売上高:54億円(H26.8、マナレイジャパン) 経常利益:0.15億円(H26.8、同上)
機構の出資状況	—	—	—
スポンサー候補	九州BOLERO2号投資事業有限責任組合	エクリプス日高	レイズ

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	(株)フードセンター富田屋 【再生支援完了:平成28年12月13日】	村田長(株) 【再生支援完了:平成31年3月18日】	(株)伸東工業 【再生支援完了:平成28年11月29日】
再生支援決定	平成27年8月25日	平成27年9月11日	平成27年11月10日
買取決定等	平成27年10月20日(買取しない旨)	平成27年10月2日	平成27年11月24日(買取しない旨)
出資決定	—	平成27年10月2日	—
処分決定	—	平成31年3月8日	—
事業概要			
業種	食料品の加工・販売、日用品・酒類の販売	産業用繊維資材の卸販売	プラスチック部品製造業
本社所在地／資本金	岐阜県／0.18億円	大阪府／1億円	静岡県／0.1億円
企業グループ	—	—	—
従業員	706名(H27/2末)	50名(H27/7末)	51名(H27/9末)
支援申込／連名金融機関等	大垣共立銀行、大垣信用金庫、トミダヤ及びコノミヤ	りそな銀行	遠州信用金庫、安福ゴム工業
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	近年、既存店舗の商圈に競合店の出店が相次ぎ、競争が激化したことから、売上高は減少の一途を辿った(2014年8月期にはピーク時の約半分)。売上高の減少による継続的な営業赤字によって、手元資金が不足。資金不足により、新規出店や設備投資等の収益改善策も実行できず、収益改善の見通しが立たないまま、資金繰りが逼迫。大垣共立銀行、大垣信用金庫、トミダヤ及びコノミヤと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	合皮やアパレル向け繊維が海外生産へシフトされたこと、バブル崩壊以降の国内消費の低迷、価格競争の激化等により売上高が減少を続けていたところ、2008年に発生したリーマンショックの影響により、売上高の減少が加速した。これらの急激な売上高の減少に見合うコスト削減が十分になされず、財務体質が悪化。更に2008年から2012年にかけての円高局面における多額の為替差損の発生、2013年以後の急速な円安による仕入価格の高騰が収益を圧迫。りそな銀行と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	伸東工業は、国内及びインドネシアの子会社にて、自動二輪車向けプラスチック製品の製造を手掛けてきたが、リーマンショックを機に国内・インドネシアともに大幅な減収となった。その後も、国内では減収に歯止めがからず、インドネシアにおいても受注の伸び悩みや人件費の増大等により収益状況が悪化したことから、事業継続が困難な状況に陥った。抜本的な再建を図るため、遠州信用金庫及び安福ゴム工業と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①店舗改革による売上の向上、②組織改革・従業員教育の徹底によるサービス向上・店舗オペレーションの効率化、③財務管理体制の構築等による管理体制の徹底 売上高:178億円(H26.8) 常利益:△4.36億円(H26.8)	①事業の選択と集中(繊維資材事業以外の全事業からの撤退)により、繊維資材事業の収益力強化を図る、②役員報酬削減や人員削減等により、本部固定費の削減を図る 売上高:42.28億円(H27.3) 常利益:△0.5億円(H27.3)	①スポンサーと一緒にした営業活動、②スポンサーの生産ノウハウの活用、共通仕入、在庫管理体制の構築、③伸東工業の金型設計の技術とスポンサーの製品開発力及び生産準備力の融合 売上高:8.97億円(H26.8) 常利益:△1.2億円(H26.8)
スキーム骨子	フードセンター富田屋は、スポンサーが設立する「株式会社トミダヤ」に対し、吸収分割にて事業に必要な資産負債及び権利義務を承継する。フードセンター富田屋は、吸収分割で取得したトミダヤの株式をスポンサーに譲渡し、譲渡代金を負債の返済に充当。残債務は、特別清算手続において免除。	村田長は、全部取得条項付種類株式を用いた100%減資を実施し、既存株主の権利を消滅させた上で、機構に対して1.5億円の普通株式を発行する(第三者割当増資)。また、機構から経営人材の派遣を受けるとともに、りそな銀行から2億円の範囲で融資枠の設定を受ける。	伸東工業は、吸収分割により、スポンサーが設立する新会社に対し、事業に必要な資産負債及び権利義務を承継。旧会社は、資産処分等により金融債務の弁済を行い、残債務は特別清算により処理。インドネシア子会社はスポンサーに譲渡し、譲渡代金は旧会社の金融債務の弁済に充当される。
機構の出資状況	—	100%減資後の村田長に対し、機構から普通株式(総額1.5億円)及びA種優先株式(約2.5億円)の出資	—
スポンサー候補	トミダヤ、コノミヤ	—	安福ゴム工業

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	(株)文真堂書店 【再生支援完了:平成28年5月13日】	(株)オーケー 【再生支援完了:平成29年10月3日】	(株)阿蘇熊牧場 【再生支援撤回:平成28年6月24日】
再生支援決定	平成27年11月27日	平成28年3月22日	平成28年3月25日
買取決定等	平成28年1月29日(買取しない旨)	平成28年5月11日(買取しない旨)	-
出資決定	-	-	-
処分決定	-	-	-
事業概要			
業種	書店事業	食品スーパー事業、不動産賃貸事業	テーマパーク運営
本社所在地／資本金	群馬県／1億円	大分県／0.5億円	熊本県／0.4億円
企業グループ	-	-	-
従業員	735名(H27/3末)	573名(H28/2/20現在)	59名(H28.1末)
支援申込／連名金融機関等	群馬銀行、トーハン	大分銀行、マルミヤストア	熊本銀行、スターゲイトホテル
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	同業他社の出店やインターネット経由での書籍販売の普及等による競争の激化、活字離れによる市場の縮小等を原因として収益性が悪化。そのため、恒常的な資金不足に陥り、在庫投資や設備の更新投資が十分に実施できない状態が継続した。このような状況を開拓し、抜本的な事業再建を図るために、群馬銀行及びトーハンと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	近年、同業他社やディスカウントストア、ドラッグストア等の異業種を含む競合他社との競争激化に伴い、売上、収益ともに下降し、財務状況の悪化が継続する一方、新規出店に伴う借入負担が重く、資金繰りが逼迫することになった。このような状況を開拓し、抜本的な事業再建を図るため、大分銀行及びマルミヤストアと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	消費者の趣向の多様化が進む環境下において、入場者数の減少が続いていることに加え、2014年11月の阿蘇山の噴火によって阿蘇地域への観光客が著しく減少したことから、収益性が大幅に悪化。資金繰りに窮するようになり、広告宣伝や設備投資等の収益性改善施策が十分に実施できず、更に入場者数及び売上を減少させるという負の連鎖が生じていたことから、抜本的な事業再建を図るために、熊本銀行及びスターゲイトホテルと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①店舗のスクラップアンドビルト、②顧客ニーズに見合う各種投資の実行(在庫、設備)、③スポンサーからの役職員受入れによる組織運営体制の再構築 売上高:92.37億円(H27.6) 経常利益:0.35億円(H27.6)	①外注(テナント)部門の直営化による利益率の向上、②設備投資の実施による店舗競争力の向上(一部店舗のディスカウントストアへの業態変更含む)、③スポンサーからの役職員受入れによる組織運営体制の再構築 売上高:130.55億円(H27.2) 経常利益:△1.07億円(H27.2)	①マーケティングや情報発信力の強化による収益力の改善、②スポンサーからの役員受け入れによる経営体制の強化、③自治体から広報面での支援を受ける(くまモンとのタイアップ等)等行政との協働 売上高:4.82億円(H27.3) 経常利益:△1.17億円(H27.3)
スキーム骨子	文真堂書店は、全部取得条項付種類株式を用いた100%減資を実施し、既存株主の権利を消滅させた上で、スポンサーに対して普通株式を発行する(第三者割当増資)ことにより、経営権をスポンサーに移転する。	オーケーは、吸収分割により、スポンサーが設立する新会社に対し、事業に必要な資産負債及び権利義務を承継。旧会社は、資産処分等により金融債務の弁済を行い、残債務は特別清算により処理する。	阿蘇熊牧場は、100%減資を実施し、既存株主の権利を消滅させた上で、スポンサーからの出資を受け入れることにより、スポンサーの100%子会社となる。更に、集客・ガバナンス・マーケティング等に関するスポンサーのノウハウを導入し、事業・業績の改善を図る。
機構の出資状況	-	-	-
スポンサー候補	トーハン	マルミヤストア	スターゲイトホテル

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	(株)亀田組 (株)進興 【再生支援完了:平成30年1月9日】	ステンレスパイプ工業(株) 【再生支援完了:平成29年12月22日】	勝浦漁業(協組) 【再生支援完了:平成30年3月20日】
再生支援決定	平成28年4月5日	平成28年5月13日	平成28年5月17日
買取決定等	平成28年6月7日(買取しない旨)	平成28年8月5日(買取しない旨)	平成28年7月12日
出資決定	—	—	—
処分決定	—	—	平成29年6月27日
事業概要			
業種	建設業及び運送業(亀田組)、建設資材販売業(進興)	ステンレス溶接鋼管製造	協同組合
本社所在地／資本金	大阪府／1億円(亀田組)、0.1億円(進興)	大阪府／1億円	和歌山県／0.68億円
企業グループ	—	—	—
従業員	145名(H27/12末、亀田組)、7名(H27/12末、進興)	95名(H28/3/15現在)	24名(H27.3末)
支援申込／連名金融機関等	近畿大阪銀行、ピーエス三菱、ニューテック康和	商工組合中央金庫、阪和興業	農林中央金庫、和歌山県信用漁業協同組合連合会(県漁連)
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	創業以来一貫して、プレストレスト・コンクリート工法による橋梁上部工事に特化し、業界内では相応の知名度を有していたが、近年の公共工事の大幅な縮小等により、収益環境が悪化した。また、労働者不足による労働単価の上昇、工事の受発注の変動による待機人件費の発生、管理部門でのコスト削減の遅れ等により、資金繰りも厳しい状況が続いた。このため、抜本的な事業再建を図るため、近畿大阪銀行及びピーエス三菱と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	リーマンショックによる景気の悪化を原因とする輸出プラントの減少によって、販売数量が減少したことから、売上が大幅に減少した。また、売上高の維持を図るために受注に基づかぬき製品を生産した結果、過剰となった在庫を廉価で販売することとなり、更に収益性が悪化。借入金の返済が困難となり、多額の有利子負債を抱えたことから、事業継続が困難な状況となつた。このため、抜本的な事業再建を図るため、商工組合中央金庫及び阪和興業と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	遠洋マグロ漁業組合員の経営破綻が相次ぎ(200海里宣言や円高等の影響による)、信用事業における組合員向け貸付債権及び経済事業債権の大半が不良債権化したことから、大幅な債務超過に陥つた。また、近年は、水揚高の低迷により販売事業及び製氷冷凍事業の収入も減少し、資金繰りが厳しい状況が続いた。このため、抜本的な事業再建を図るため、農林中央金庫及び県漁連と協議の上、再生支援の申込みをするに至つた。
事業計画 売上高 経常利益	①事業の選択と集中による経営資源の集中、②技術・技術水準の維持、③財務管理体制の構築等による管理体制の徹底	①スポンサーからの役員派遣による経営体制の刷新、②スポンサーと一体となった営業体制の強化、③受注に応じた生産管理体制への転換、④不採算部門からの撤退や徹底したコスト削減による採算性の向上	市場運営権(販売事業)は県漁連へ譲渡、市場開設権は那智勝浦町へ移管し、①販売事業収益の維持・拡大、②販売事業における経営管理体制の強化、③行政機関・地域との連携強化、の各施策を実施
	売上高:22.17億円(H27.12、亀田組) 経常利益:△0.57億円(H27.12、同上) 売上高:2.87億円(H27.12、進興) 経常利益:0.02億円(H27.12、同上)	売上高:29.56億円(H27.5) 営業利益:△7.19億円(H27.5)	売上高:3.04億円(H27.3) 事業利益:0.65億円(H27.3)
スキーム骨子	亀田組は、吸收分割により、スポンサーが設立する新会社に対し、主力事業及び負担可能な債務を承継し、新会社は、ニューテック康和から出資及び運転資金枠の設定を受ける。旧会社は、資産処分等により金融債務の弁済を行い、残債務は特別清算により処理する。一方、進興は、上記吸收分割実施前に、亀田組に吸収合併されて消滅する。	ステンレスパイプ工業は、取引金融機関による債権放棄、スポンサーからの出資と役員派遣を受ける。機構は、運転資金に不足が生じた場合に、必要に応じて融資を行う予定。	県漁連に販売事業を、那智勝浦町に市場開設不動産を、それぞれ譲渡。機構が金融機関から債権を買取り、譲渡代金から弁済を受けると共に、保証解除と残債権の放棄を実施する。勝浦漁業協同組合は、債権放棄を受けた後に清算する。
機構の出資状況	—	—	—
スポンサー候補	ピーエス三菱	阪和興業	和歌山県漁業協同組合連合会

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	(医)清風会 ホスピタル坂東	(株)吉田ハム 【再生支援完了:令和元年12月10日】	(株)阿蘇熊牧場 【再生支援完了:平成30年9月28日】
再生支援決定	平成28年5月27日	平成28年5月31日	平成28年6月27日
買取決定等	平成28年8月5日(買取しない旨)	平成28年6月28日(買取しない旨)	平成28年8月5日(買取しない旨)
出資決定	—	—	—
処分決定	—	—	—
事業概要			
業種	病院及び介護老人保健施設の運営等	食肉卸売、食肉加工品の製造販売	テーマパーク運営
本社所在地／資本金	茨城県／0.07億円	岐阜県／0.48億円	熊本県／0.4億円
企業グループ	—	—	—
従業員	506名(H27/3末)	159名(H28/1末)	59名(H28.4末)
支援申込／連名金融機関等	福祉医療機構、群馬銀行、常陽銀行、筑波銀行	大垣共立銀行、JA全農ミートフーズ	熊本銀行、スターゲイトホテル
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	2012年5月にホスピタル坂東による診療報酬の不正請求が判明した。これにより、精神科救急指定病院の取消、信用の低下による患者数の減少(入院・外来)が続き、医業収益が大きく低迷することになった。清風会及びホスピタル坂東は、このような状況を打開し、医療提供体制の強化及び事業の永続性を確保するためには、抜本的な事業再建を図る必要があると判断し、再生支援の申込みをするに至った。	業界の競争激化等により、売上高がピーク時の約半分まで減少。不採算売上先の整理、リストラその他の経営改善策を講じたものの、売上を回復できなかったことから、抜本的な事業再建を図るため、大垣共立銀行及びJA全農ミートフーズと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	消費者の趣向の多様化が進む環境下において、入場者数の減少が続いていることに加え、2014年11月の阿蘇山の噴火によって阿蘇地域への観光客が著しく減少したことから、収益性が大幅に悪化。資金繰りに窮するようになり、広告宣伝や設備投資等の収益性改善施策が十分に実施できず、更に入場者数及び売上を減少させるという負の連鎖が生じていたことから、抜本的な事業再建を図るため、熊本銀行及びスターゲイトホテルと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①入院受入体制の強化と退院支援、従来の精神科急性期機能に加え、アルコール依存症や認知症への取り組みの強化、②経営管理機能の構築(財務基盤の見直し等)、③経営管理体制の強化(ガバナンス体制の見直し等) 売上高:34.66億円(H27.3) 医業利益△0.17億円(H27.3)	①経営人材の派遣、②全農グループとの連携等による収益の改善、③管理体制の構築 売上高:128.88億円(H28.1) 営業利益:△1.06億円(H28.1)	①マーケティングや情報発信力の強化による収益力の改善、②スポンサーからの役員受け入れによる経営体制の強化、③自治体から広報面での支援を受ける(くまモンとのタイアップ等)等行政との協働 売上高:5.35億円(H28.3) 経常利益:△0.3億円(H28.3)
スキーム骨子	清風会の創業家出身の社員・理事は退任し、理事長には外部から招聘した医師が就任予定。機構及び金融機関から社員・理事を派遣し、新たなガバナンス体制を構築する。	吉田ハムは、スポンサーが設立する新会社に対し、事業及び事業用資産・負債を譲渡する。当該事業譲渡代金と残存資産の換価代金等を原資として、清算手続の中で一括弁済を行い、残債務の免除を依頼する。	阿蘇熊牧場は、100%減資を実施し、既存株主の権利を消滅させた上で、スポンサーからの出資を受け入れることにより、スポンサーの100%子会社となる。更に、集客・ガバナンス・マーケティング等に関するスポンサーのノウハウを導入し、事業・業績の改善を図る。
機構の出資状況	—	—	—
スポンサー候補	—	JA全農ミートフーズ	スターゲイトホテル

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	榮川酒造(株) 【再生支援完了:平成28年10月7日】	(協組)グリーンモール (株)グリーンフード (株)グリーンモール (有)ジーエム 【再生支援完了:平成29年6月30日】	(株)玉川温泉 関直右衛門(資)
再生支援決定	平成28年6月27日	平成28年9月2日	平成28年10月7日
買取決定等	平成28年7月22日(買取しない旨)	平成28年10月21日	平成28年12月2日
出資決定	—	—	平成28年12月2日
処分決定	—	平成28年12月16日	—
事業概要			
業種	酒類製造販売業	商業施設運営、食料品等販売	温泉旅館業
本社所在地／資本金	福島県／0.11億円	島根県／0.08億円(協同組合グリーンモール)	秋田県／0.5億円(玉川温泉)、0.06億円(関直右衛門)
企業グループ	—	—	—
従業員	45名(H27/9末)	117名(H28/3)	101名(H28.3末、玉川温泉) 2名(H28.3末、関直右衛門)
支援申込／連名金融機関等	東邦銀行、ヨシムラ・フード・ホールディングス	山陰合同銀行、日本海信用金庫、イズミ、今井産業	秋田銀行
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	日本酒市場の長期的な縮小傾向や東日本大震災による福島県の人口減少等の外部環境の悪化を受け、売上高が大幅に減少したことから、借入金の増加を招き、資金繰りが逼迫するようになった。このような状況を打開し、抜本的な事業再建を図るため、東邦銀行及びヨシムラ・フード・ホールディングスと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	商圏人口の減少、施設全体の有効な店舗配置転換やテナント入れ替え等の経営改善策を打てなかつたことから、集客力の低下に歯止めをかけることができなかつた。その結果、収入の減少が常態化し、財務状況が急速に悪化したことから、抜本的な事業再建を図るため、山陰合同銀行、日本海信用金庫、イズミ及び今井産業と協議の上、再生支援の申込みをするに至つた。	1980年代半ばから、テレビ局の番組紹介等により人気を博したが、その後ブームが終焉するとともに、景気低迷や旅行形態の変化によって、団体客が減少した。加えて、2011年の東日本大震災の発生により、大幅な減収を余儀なくされたことから、抜本的な事業再建を図るため、秋田銀行と協議の上、再生支援の申込みをするに至つた。
事業計画 売上高 経常利益	①スポンサーグループ会社の販路活用、②製品ラインナップの見直し、③営業力の強化、④コスト削減 売上高:7.15億円(H27.9) 営業利益:0.01億円(H27.9)	①収益力・集客力の強化、②経営体制の強化、③地元行政等との協働 事業収入:2.77億円(H27.9) 経常利益:0.03億円(H27.9)	玉川旅館と新玉川旅館の集客戦略を明確化した上で、新たなガバナンス体制の下で必要な設備投資を実行し、業務とサービスの改善を図ることによって、収益力を改善させる。 売上高:13億円(H28.3、玉川温泉) 営業利益:0.01億円(H28.3、同上) 売上高:0.11億円(H28.3、関直右衛門) 営業利益:0.04億円(H28.3、同上)
スキーム骨子	榮川酒造は、100%減資を実施し、既存株主の権利を消滅させた上で、スポンサーからの出資を受け入れることにより、スポンサーの100%子会社となる。	グリーンモールは株式会社へ組織変更後、吸収分割により関係会社3社の資産負債を承継(新グリーンモール(仮称))。新グリーンモールに対し、金融機関は債権放棄を実施し、スポンサーは、①出融資の実行、②商業施設への設備投資、③役職員派遣、による事業支援を行う。	玉川温泉は、関直右衛門が保有する株式について100%減資し、新株主(機構・秋田銀行・地元企業)から出資を受ける。関直右衛門は、創業家等が保有する全ての持分を玉川温泉に譲渡することで、玉川温泉の100%子会社になる。
機構の出資状況	—	—	100%減資後の玉川温泉に対し、機構から出資(総額49.5百万円)
スポンサー候補	ヨシムラ・フード・ホールディングス	イズミ、今井産業	—

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	(医)恵愛会	田坂鉄工建設(株) 【再生支援完了:平成31年3月5日】	トリスミ集成材(株) 奈良県大規模木造(協組) 【再生支援完了:平成30年12月18日】
再生支援決定	平成29年5月23日	平成29年5月30日	平成29年5月30日
買取決定等	平成29年6月27日(買取しない旨)	平成29年8月1日(買取しない旨)	平成29年8月1日(買取しない旨)
出資決定	—	—	—
処分決定	—	—	—
事業概要			
業種	病院	建設業	製造販売業
本社所在地／資本金	大分県／0.03億円	大阪府／0.4億円	奈良県／2.48億円(トリスミ集成材)、0.13億円(奈良県大規模木造)
企業グループ	—	—	—
従業員	506名(H29/3末)	10名(H28/12)	117名(H29.3末、トリスミ集成材) 0名(H29.3末、奈良県大規模木造)
支援申込／連名金融機関等	大分銀行、西日本シティ銀行	近畿大阪銀行、新興プランテック	南都銀行、商工組合中央金庫、村地綜合木材
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	大分中心市街地にて、これまで増改築を重ねながら地域に即した診療機能を提供する体制を整えてきた。しかし、導線が複雑化するなど業務効率に支障が出てきたため、建替えを企図したが、既存の債務が相応にあるため病院新築のための資金調達が困難な状況であった。 上記を解決し、新病院の建設を早期に実現するため、持込金融機関等と協議の上、再生支援の申込に至った。	創業以来、60数年に亘って、タンクの設計、製造、保守等を手掛けてきました。また、多能工化された従業員を有しており、技術力については業界内でも高い評価を得て、事業を行ってきた。しかししながら、前社長による過大な新規事業投資により、借入金が増加し、資金繰りが急速に悪化した。そのため、管理部門でのコスト削減等による利益の確保に努めたが、損益及び資金繰りについて厳しい状況が続いた。 この状況を打開するためには、抜本的な対応が不可欠であることから、主力の近畿大阪銀行及び新興プランテック株式会社と協議し、再生支援の申込に至った。	日本でいち早く集成材の製造を手掛けってきたが、新築住宅着工数の減少等の影響で借入返済が進まず、資金繰りが悪化した。事業拠点の縮小等を行ったものの、円安による仕入コスト高により資金繰りを改善するに至らず、主力金融機関である南都銀行、商工組合中央金庫、及びスポンサーである村地綜合木材との協議の上、事業再生計画を策定し、に対し再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①遊休不動産の売却、②稼働率減少への対応、③体制の刷新、④病床構成への再編と生産性の向上 売上高:44.45億円(H29.3) 医業利益0.35億円(H29.3)	①技術力によるブランド・顧客基盤の維持、②財務管理体制の構築等による管理体制の徹底 事業収入:5.24億円(H28.6) 営業利益:△0.04億円(H28.6)	①原材料の安定確保による効率的な生産体制実現、②徹底したコスト削減、③計数管理の厳格化 売上高:48.67億円(H28.3、トリスミ集成材) 営業利益:△3.81億円(H28.3、同上) 売上高:0.07億円(H28.3、奈良県大規模木造) 営業利益:0.00億円(H28.3、同上)
スキーム骨子	恵愛会は遊休不動産を売却し、売却代金は負債の返済に充当。そのうえで新病院建設までの負担可能額を上回る債務について、取引金融機関等から債権放棄を受ける。	田坂鉄工建設は、吸収分割により、スポンサーが設立する新会社に対し、吸収分割にて事業に必要な資産負債及び権利義務を承継する。対象事業者は吸収分割で取得した新会社株式をスポンサーに譲渡し、譲渡代金を負債の弁済に充当。返済できなかつた残債務については、特別清算手続において免除を受ける。	トリスミ集成材は、スポンサーの100%子会社である承継会社に対し、全事業及び負担可能な債務を承継。承継債務の内、持込金融機関以外の金融債務をスポンサーがリファインスし、持込金融機関に対する金融債務は事業再生計画に基づき収益弁済する。旧会社は非承継資産の換価および担保処分を行った上で残債権の免除を依頼する。奈良県大規模木造協同組合は資産換価後トリスミ集成材からの免責的債務引受けを行った上で存続。
機構の出資状況	—	—	—
スポンサー候補	—	新興プランテック	村地綜合木材

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	島原鉄道(株) 【再生支援完了:令和元年12月27日】	宮崎カーフェリー(株) 宮崎船舶(有)	(株)三啓 【再生支援完了:平成30年6月15日】
再生支援決定	平成29年11月10日	平成29年11月14日	平成29年12月22日
買取決定等	平成29年12月22日(買取しない旨)	平成29年12月19日(買取しない旨)	平成30年2月23日(買取しない旨)
出資決定	平成29年12月22日	平成29年12月19日	—
処分決定	—	令和2年3月24日	—
事業概要			
業種	運輸業等	海上運送業	卸売業
本社所在地／資本金	長崎県／8億円	宮崎県／0.1億円(宮崎カーフェリー)、0.03億円(宮崎船舶)	東京都／0.53億円
企業グループ	—	—	—
従業員	311名(H29.3末)	123名(H29.3末、宮崎カーフェリー) 0名(H29.3末、宮崎船舶)	55名(H28.12末)
支援申込／連名金融機関等	十八銀行、親和銀行、長崎自動車	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎県信用農業協同組合連合会、日本政策投資銀行、宮崎ひなた、鉄道建設・運輸施設整備支援機構	りそな銀行、中山商事
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	島原半島地域における人口減少等を要因として、長期的に業績が低迷している状況にある。加えて、1990年から1996年にかけて生じた雲仙普賢岳の噴火災害により鉄道設備が損壊する等の直接的な被害を受け、業績の悪化に拍車がかかる状況となつた。また2008年には鉄道路線の一部を廃止する等、業績改善のための努力は継続的に行ってきものの、収益力に比して過大な債務を解消するには至らず、今後も事業を存続させるためには抜本的な事業再生が不可欠な状況となっていた。以上を踏まえ、主力金融機関である十八銀行、親和銀行及びスポンサーである長崎自動車と連名で再生支援を申し込みに至った。	過去に建造した2隻の船舶にかかる債務負担や燃料価格の高騰などの煽りを受けて、債務超過に陥っていた。足元、現船の船齢が20年を超えており、今後の事業の継続・発展に必要不可欠な新船建造等の投資のための資金調達がまことにない窮境に陥っており、財務状態の抜本的な改善が不可欠な状況にあつた。こうした現状のもと、抜本的な事業再建を図るため、出融資者及び債権者と協議し、再生支援の申込に至つた。	国の研究分野に対する方針が再生医学の分野へシフトされたことにより、基礎研究等を行う研究機関向けの生物顯微鏡の売上が減少した。また、過去の有価証券投資の失敗により資産価値が大きく減少し財務基盤が毀損した。さらに、2013年には、試料作製部門において、提携していた米国メーカーとの総代理店契約が解消されたことから、同部門の業績も急激に悪化した。今後、事業を継続・発展させていくためには、財務状態の抜本的な改善が不可欠な状況にあつたため、主力金融機関であるりそな銀行及びスポンサーと協議の上で、連名で再生支援の申し込みをするに至つた。
事業計画 売上高 経常利益	①経営体制及び組織体制の再構築、②顧客目線での営業力強化、③地元との連携の強化 売上高:18.22億円(H29.3) 営業利益:△2.31億円(H29.3)	①運賃の適正化、②稼働率の改善、③システム導入による生産性向上、④ガバナンス体制の強化、⑤同業他社との業務提携 売上高:48.17億円(H28.3、宮崎カーフェリー) 経常利益:5.09億円(H28.3、同上) 売上高:4.96億円(H28.3、宮崎船舶) 経常利益:0.08億円(H28.3、同上)	①)スポンサーの販路及び拠点を活用した営業体制の強化、②経営体制・組織の再構築、③関係会社取引の解消等含めたコスト削減 売上高:34.54億円(H28.12) 営業利益:0.15億円(H28.12)
スキーム骨子	島原鉄道は、法人格を維持し、長崎自動車及び機構に対し第三者割当増資を行い、これにより長崎自動車及び機構は合計で対象事業者の譲り受け90%超を有することになる。また対象事業者は現在の金融債務から負担可能な債務を除いた残額について、金融機関より債務免除を受ける。	宮崎カーフェリーは新会社に対し、会社分割によって事業を承継させ承継対価を得とする。宮崎船舶は、新会社に船舶二隻を譲渡して船舶譲渡対価を取得する。宮崎カーフェリーと宮崎船舶は、それぞれ承継対価及び船舶譲渡対価を主な原資として債権者に対し弁済を行い、返済できなかった残債務は特別清算等の法的整理により処理する。	三啓は既存株式を全部取得条項付種類株式に変更し、無償にて取得後、スポンサーに対し第三者割当増資を実施する。その後、増資資金にて、金融債務のうち一部を一括弁済し、担保不動産処分後の残債務については、債務免除を受ける。
機構の出資状況	第三者割当により、機構から出資(総額67.5百万円)	新会社に対し、機構から出資(総額1億円)	—
スポンサー候補	長崎自動車	—	中山商事

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	国際スキー開発(株) 【再生支援完了:平成30年6月15日】	(株)トヨシマ 【再生支援完了:令和元年12月10日】	(株)ジェイアンドジェイ 【再生支援完了:令和元年8月27日】
再生支援決定	平成30年3月9日	平成30年5月8日	平成30年5月15日
買取決定等	平成30年4月13日	平成30年7月10日(買取しない旨)	平成30年6月12日(買取しない旨)
出資決定	—	—	—
処分決定	平成30年4月13日	—	—
事業概要			
業種	スキー場のリフト運営	産業車両部品、各種バネの製造販売他	飲食業(居酒屋等経営)
本社所在地／資本金	新潟県／0.1億円	大阪府／4.8億円	熊本県／4.8億円
企業グループ	—	—	—
従業員	40名(H29/9末)	178名(H30.3末)	1,100名(H30.2末)
支援申込／連名金融機関等	昭和信用金庫	池田泉州銀行、イチネンホールディングス	西日本シティ銀行、アスラポート・ダイニング
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	スキー人口が減少する中、過去に行った10億円規模の設備投資により過大な債務を抱えることになり、加えて有効なインフラ整備・プロモーションをすることができず、業績が低迷した。こうした現状のもと、抜本的な事業再建を図るため、主力の昭和信用金庫及びスポンサーと協議し、機構に申込に至った。	米国バネ事業の買収や兵庫県社工場浸水復旧により借入金が増大するなか、リーマンショック以降の国内フォーカリスト市場の縮小と業界再編、海外安価製品の台頭による価格競争激化により収益環境が急速に悪化した。これに対し中国に製造拠点を設立して製造原価の大幅削減を達成するとともに人員削減等を行ったものの、資金繰りを改善するに至らず、主力金融機関である池田泉州銀行、及びスポンサーであるイチネンホールディングスとの協議の上、事業再生計画を策定し、機構に対し再生支援の申込みをするに至った。	外部借入金に依存した急速な郊外型大型店舗の出店を行ったが、他業種との競争激化等により既存店の売上高が減少し、業績が長期にわたって低迷した結果、店舗の設備更新等が滞つたことで集客力がさらに低下するという悪循環に陥った。その結果、過大な金融債務を抱え、資金繰りは逼迫するに至った。このような状況のもと、抜本的な事業再建を図るため、主力銀行の西日本シティ銀行及びスポンサーと協議し、機構に申込するに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①石打丸山スキー場の一体運営、②来場者一人あたり単価の向上、③来場者数の増加 売上高:0.78億円(H29.9) 営業利益:△0.26億円(H29.9)	①スポンサーの下でのガバナンス強化、②生産管理体制再構築によるコスト削減、③販売面でスポンサーとのシナジー効果を追求 売上高:49.97億円(H29.3) 営業利益:1.03億円(H29.3)	①メニューの見直し等による売上高の増加、②共同仕入等による売上原価の削減、③本社費の削減、④店舗のオペレーションの改善、⑤店舗に対する設備投資、⑥不採算店の業態転換・統廃合、⑦店舗管理体制の強化 売上高:46.15億円(H30.2) 営業利益:△0.81億円(H30.2)
スキーム骨子	100%減資の手法を用いて、スポンサーの完全子会社となる。負担可能な債務については、その一部を機構が金融機関等から買取りを行ったうえで、スポンサーからの出資により、対象事業者が弁済を実施する。残債務については、金融機関等が債権放棄を実施する。	トヨシマは、吸收分割の方法でスポンサーの100%子会社である承継会社に対し全事業を承継し、承継会社は分割対価として新株発行を実施する。旧会社は新株全てをイチネンホールディングスに譲渡すると共に、非承継資産の換価額を以て弁済を実施し、残債権の免除を依頼する。	ジェイアンドジェイは、事業譲渡によりスポンサーが出資する新会社に対し、事業継続に必要な資産・負債及び負担可能な債務を承継。新会社は、スポンサーから出資及び必要資金の融資を受けるとともに代表者等の役員派遣を受け、事業基盤の改善強化を図る。旧会社に残置された債務については、特別清算等の法的手続により処理。
機構の出資状況	—	—	—
スポンサー候補	大生総業	イチネンホールディングス	アスラポート・ダイニング

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

**支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照**

再生支援対象事業者	第一合織株式会社(株) 【再生支援完了:平成31年1月18日】	福岡県社会保険医療協会
再生支援決定	平成30年9月28日	令和2年2月25日
買取決定等	平成30年11月30日(買取しない旨)	令和2年3月10日(買取しない旨)
出資決定	—	—
処分決定	—	—
事業概要		
業種	合成繊維(婦人、紳士服地)の企画・製造・卸売業	病院介護事業
本社所在地／資本金	新潟県／0.7億円	福岡県／—
企業グループ	—	—
従業員	96名(H29/9末)	非開示
支援申込／連名金融機関等	北越銀行、帝人フロンティア	福岡銀行、桜十字グループ
事業計画概要		
支援申請に至った経緯	1990年代後半以降、安価な中国製品に押される形で国内合成繊維産業の国際競争力が低下するに従い、対象事業者の売上高も急速に減少し、徐々に財務体質が悪化した。その後、2004年の記録的な豪雨と新潟中越地震による被害や、2010年には中国に設立した子会社の業績不芳による清算等もあり、財務体質はさらに毀損し、過大な金融債務を抱えることとなった。 このような状況下、抜本的な事業再建を図るため、主力金融機関である北越銀行及びスポンサーである帝人フロンティア株式会社と協議の上、機構に再生支援を申し込むに至った。	筑豊地域、粕屋地域において5病院を運営していたところ、新たに大牟田地区の2病院を譲受けたことで、運営エリアが3つの地域にまたがり、法人規模が過大となった。さらに、一部の病院を移転新築したこと、更に債務が増加した。 このような状況下において、必要な設備投資が進まず、単独での事業継続が困難であることから、今般、福岡銀行と経営支援を担う桜十字グループが協議の上、本事業再生計画を策定し、機構に再生支援の申し込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①老朽化した織機の更新投資、②物流拠点の再配備、③生産品質の向上、④業務効率化 売上高:12.01億円(H29.9) 営業利益:0.41億円(H29.9)	①機構、福岡銀行及び桜十字グループの三者による協調支援、②法人全体及び各病院における経営体制の見直し、③病院ごとの特性に応じた運営を行う体制への移行 非開示
スキーム骨子	第一合織は、スポンサーが有する劣後債権の一部資本化(DES)を用いた100%減増資の手法により、スポンサーの完全子会社となる。負担可能な債務については、スポンサーからの融資により、対象事業者が弁済を実施する。残債務については、金融機関が債権放棄を実施する。	福岡県社会保険医療協会に対して、機構、福岡銀行及び桜十字グループは、三者協調体制により支援を行うべく、各法人から必要かつ適切な人材の派遣を行う。
機構の出資状況	—	—
スポンサー候補	帝人フロンティア	桜十字グループ

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後 の再生支援決定案件83件のうち、任意公表を行った41件について
支援決定時の情報を記載しております。

●ファンドの組成状況（令和2年3月末現在）

ファンド組成件数 43件（ファンド組成総額：1,159.55億円）

◆再生ファンド組成件数4件（ファンド組成総額：113.0億円）

種類	対象	ファンド名	ファンド総額 (億円)	組成日
再生	地域	やまぐち事業維新ファンド投資事業有限責任組合	30	2013/9/30
		関西広域中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合※1	33	2013/12/20
		北海道オールスター1号投資事業有限責任組合※2	30	2014/3/31
		北海道オールスター2号投資事業有限責任組合	20	2018/7/2

※1 2019/6/27 解散決議を経て清算完了

※2 2018/11/30 REVICキャピタル株持分をロングブラックパートナーズ㈱に持分譲渡

◆活性化ファンド組成件数 34件（ファンド組成総額：804.7億円）

種類	対象	ファンド名	ファンド総額 (億円)	組成日
活性化	地域	わかやま地域活性化投資事業有限責任組合※3	10	2014/1/24
		しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合	5	2014/4/30
		青函活性化投資事業有限責任組合※4	2	2014/5/26
		トリプルアクセル成長支援ファンド投資事業有限責任組合※5	10	2014/5/30
		ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合※6	8.6	2014/11/17
		とっとり大学発・产学連携投資事業有限責任組合	15.2	2015/1/1
		しまね大学発・产学連携投資事業有限責任組合	10.2	2015/1/1

※3 2018/12/31 REVICキャピタル株持分を紀陽リース・キャピタル㈱に持分譲渡

※4 2018/4/2 REVICキャピタル株持分を北洋キャピタル㈱に持分譲渡

※5 2016/12/20 REVICキャピタル株持分を山口キャピタル㈱に持分譲渡

※6 2019/1/1 ぐんぎんリース(株)持分をぐんぎんコンサルティング(株)に持分譲渡

種類	対象	ファンド名	ファンド総額 (億円)	組成日
活性化	地域	NCB 九州活性化投資事業有限責任組合	50	2015/1/31
		飛驒・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合	5	2015/2/1
		やまと観光活性化投資事業有限責任組合	1.5	2015/3/1
		いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合	10	2015/3/19
		八十二地域産業グロースサポート投資事業有限責任組合※7	5	2015/3/20
		ALL 信州観光活性化投資事業有限責任組合	12	2015/3/31
		しづおか観光活性化投資事業有限責任組合	13	2015/3/31
		沖縄活性化投資事業有限責任組合	20	2015/6/1
		佐賀観光活性化投資事業有限責任組合第1号	5	2015/7/6
		ふくい観光活性化投資事業有限責任組合	3	2015/8/5
		千葉・江戸優り佐原観光活性化投資事業有限責任組合※8	5	2015/9/30
		九州観光活性化投資事業有限責任組合	34	2015/10/1
		広域ちば地域活性化投資事業有限責任組合※9	5	2015/10/1
		あわぎん地方創生投資事業有限責任組合	10	2015/10/7
		高知県観光活性化投資事業有限責任組合	3	2015/10/26
		SI 地域創生ファンド投資事業有限責任組合	10	2015/12/17

※7 2019/4/26 REVIC キャピタル(株)持分を八十二キャピタル(株)に持分譲渡

※8 2019/4/25 RD 観光ソリューションズ持分を(株)京葉銀キャピタル&コンサルティングに持分譲渡

※9 2020/3/31 REVIC キャピタル株持分をちばぎんキャピタル(株)に持分譲渡

種類	対象	ファンド名	ファンド総額 (億円)	組成日
活性化	地域	いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合※9	3.5	2015/12/25
		かながわ観光活性化投資事業有限責任組合	10	2016/3/31
		こうぎん地域協働投資事業有限責任組合※10	6	2016/4/1
		飛騨・高山さるばば結ファンド2号 投資事業有限責任組合※11	5	2016/6/10
		愛媛南予水産業創成投資事業有限責任組合	30	2017/8/14
		ふくい未来企業支援投資事業有限責任組合	5.1	2018/3/26
	全国	観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合	52	2014/4/1
		地域ヘルスケア産業支援ファンド投資事業有限責任組合	100	2014/9/1
		地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	290.5	2015/4/10
		観光遺産产业化投資事業有限責任組合	30 ※12	2019/6/19
		地域次世代産業推進投資事業有限責任組合	20.1	2019/7/1

※9 2018/9/28 REVIC キャピタル(株)持分を(株)常陽産業研究所に持分譲渡

※10 2019/5/31 REVIC キャピタル(株)持分をオーシャンリース(株)に持分譲渡

※11 2017/8/4 REVIC キャピタル(株)持分をひだしんイノベーションパートナーズ(株)に持分譲渡

※12 ファンド総額 30 億円は予定金額

◆災害復興支援ファンド組成件数 5 件 (ファンド組成総額 : 241.85 億円)

種類	対象	ファンド名	ファンド総額 (億円)	組成日
再生	熊本地震 再生	熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合	49.6	2016/7/29
活性化	広域復興	九州広域復興支援投資事業有限責任組合	116.9	2016/7/29
再生・ 活性化	広域復興	西日本広域豪雨復興支援ファンド投資事業有限責任組合	27.4	2018/10/31
再生	広島豪雨 災害再生	広島県豪雨災害復興支援ファンド投資事業有限責任組合	15	2019/1/1
再生・ 活性化	広域復興	令和元年台風等被害広域復興支援投資事業有限責任組合	32.95	2020/1/31

●特定組合出資の状況

◆特定組合出資先数 25先 (REVIC LP出資総額: 約347.3億円)

種類	対象	ファンド名	ファンド総額 (億円)	特定組合出資 決定日
活性化	地域	ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合※1・2	8.6	2014/11/7
		いわて復興・成長支援投資事業有限責任組合		2015/4/17
		みやぎ復興・地域活性化支援投資事業有限責任組合	50	2014/11/21
		ふくしま復興・成長支援ファンド投資事業有限責任組合	50	2014/11/21
		N C B九州活性化投資事業有限責任組合※1	50	2015/1/16
		やまと観光活性化投資事業有限責任組合※1	1.5	2015/2/27
		ALL信州観光活性化投資事業有限責任組合※1	12	2015/3/13
		沖縄活性化投資事業有限責任組合※1	20	2015/5/8
		佐賀観光活性化投資事業有限責任組合第1号※1	5	2015/6/29
		ふくい観光活性化投資事業有限責任組合※1	3	2015/7/31
		千葉・江戸優り佐原観光活性化投資事業有限責任組合※1・3	5	2015/9/11
		九州観光活性化投資事業有限責任組合※1	34	2015/9/18
		あわぎん地方創生投資事業有限責任組合※1	10	2015/10/2
		SI地域創生ファンド投資事業有限責任組合※1	10	2015/10/2
		高知県観光活性化投資事業有限責任組合※1	3	2015/10/23
		いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合※4	3.5	2015/12/18

※1 REVICがファンド運営に関与

※2 2019/1/1 ぐんぎんリール(株)持分をぐんぎんコンサルティングに持分譲渡。

※3 2019/4/25 RD観光ソリューションズ持分を(株)京葉銀キャピタル&コンサルティングに持分譲渡

※4 2018/9/28 REVICキャピタル持分を(株)常陽産業研究所に持分譲渡

種類	対象	ファンド名	ファンド総額 (億円)	特定組合出資 決定日
活性化	地域	かながわ観光活性化投資事業有限責任組合※1	10	2016/3/25
		中部・北陸地域活性化投資事業有限責任組合	54.6	2016/10/7
		愛媛南予水産業創成投資事業有限責任組合※1	30	2017/7/28
	全国	地域ヘルスケア産業支援ファンド投資事業有限責任組合※1	100	2014/11/21
		地域中核企業活性化投資事業有限責任組合※1	290.5	2015/4/3
		トバーズ・プライベート・デット1号投資事業有限責任組合		2015/9/18
		観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合※1	117.2	2015/5/8
	九州 広域	九州広域復興支援投資事業有限責任組合※1	52	2015/6/29
再生・活性化	広域 復興	西日本広域豪雨復興支援ファンド投資事業有限責任組合※1	116.9	2016/7/22
			27.4	2018/12/21

※1 REVIC がファンド運営に関与

特定専門家派遣の概要
(平成31年3月31日迄に決定したもの)

事業再生に関する専門家の派遣					
No.	派遣先	決定日	No.	派遣先	決定日
1	REVICキャピタル(株) (やまぐち事業維新ファンド担当)	平成25年9月27日	41	(株)高知銀行	平成27年3月27日
2	せとみらいキャピタル(株)	平成25年11月29日	42	(株)足利銀行	平成27年5月29日
3	山梨県民信用組合	平成25年11月29日	43	(株)第四銀行	平成27年5月29日
4	REVICキャピタル(株) (関西広域中小企業再生ファンド担当)	平成25年12月20日	44	(株)東邦銀行	平成27年5月29日
5	(株)東和銀行	平成26年1月31日	45	(株)山形銀行	平成27年5月29日
6	(株)百五銀行	平成26年1月31日	46	(株)岩手銀行	平成27年5月29日
7	(株)百十四銀行	平成26年1月31日	47	(株)神奈川銀行	平成27年5月29日
8	REVICキャピタル(株) (北海道オールスター・ワンファンド担当)	平成26年3月14日	48	桐生信用金庫	平成27年5月29日
9	(株)沖縄銀行	平成26年3月28日	49	敦賀信用金庫	平成27年5月29日
10	(株)静岡中央銀行	平成26年3月28日	50	関信用金庫	平成27年5月29日
11	(株)東北銀行	平成26年3月28日	51	釧路信用組合	平成27年5月29日
12	(株)十六銀行	平成26年3月28日	52	(株)北海道銀行	平成27年6月29日
13	愛媛信用金庫	平成26年3月28日	53	宇和島信用金庫	平成27年6月29日
14	(株)秋田銀行	平成26年3月28日	54	高松信用金庫	平成27年7月31日
15	(株)香川銀行	平成26年3月28日	55	(株)莊内銀行	平成27年8月28日
16	(株)福邦銀行	平成26年3月28日	56	(株)清水銀行	平成27年8月28日
17	(株)豊和銀行	平成26年3月28日	57	(株)仙台銀行	平成27年8月28日
18	(株)阿波銀行	平成26年6月30日	58	(株)北日本銀行	平成27年8月28日
19	(株)徳島銀行	平成26年6月30日	59	東京東信用金庫	平成27年8月28日
20	(株)八千代銀行	平成26年6月30日	60	芝信用金庫	平成27年8月28日
21	(株)長野銀行	平成26年8月1日	61	(株)伊予銀行	平成27年10月23日
22	(株)七十七銀行	平成26年8月1日	62	(株)宮崎太陽銀行	平成27年10月23日
23	(株)東京都民銀行	平成26年9月26日	63	(株)愛媛銀行	平成27年10月23日
24	(株)三重銀行	平成26年9月26日	64	遠州信用金庫	平成27年10月23日
25	(株)愛知銀行	平成26年9月26日	65	西武信用金庫	平成27年10月23日
26	(株)近畿大阪銀行	平成26年11月28日	66	(株)北國銀行	平成27年11月27日
27	(株)大光銀行	平成26年11月28日	67	亀有信用金庫	平成27年11月27日
28	(株)千葉銀行	平成27年1月30日	68	西尾信用金庫	平成27年11月27日
29	(株)大分銀行	平成27年1月30日	69	茨城県信用組合	平成27年11月27日
30	(株)名古屋銀行	平成27年1月30日	70	(株)武蔵野銀行	平成27年12月18日
31	岐阜信用金庫	平成27年1月30日	71	(株)佐賀銀行	平成27年12月18日
32	(株)北陸銀行	平成27年2月27日	72	水戸信用金庫	平成27年12月18日
33	(株)中京銀行	平成27年2月27日	73	きのくに信用金庫	平成27年12月18日
34	(株)第三銀行	平成27年2月27日	74	(株)紀陽銀行	平成28年1月29日
35	長野信用金庫	平成27年2月27日	75	(株)沖縄海邦銀行	平成28年1月29日
36	鹿沼相互信用金庫	平成27年2月27日	76	かながわ信用金庫	平成28年1月29日
37	(株)横浜銀行	平成27年3月27日	77	豊橋商工信用組合	平成28年1月29日
38	(株)大垣共立銀行	平成27年3月27日	78	(株)琉球銀行	平成28年3月25日
39	(株)池田泉州銀行	平成27年3月27日	79	(株)北越銀行	平成28年3月25日
40	(株)四国銀行	平成27年3月27日	80	興産信用金庫	平成28年3月25日

**特定専門家派遣の概要
(令和2年3月31日迄に決定したもの)**

事業再生に関する専門家の派遣					
No.	派遣先	決定日	No.	派遣先	決定日
81	諫訪信用金庫	平成28年4月22日	121	(株)池田泉州銀行	平成30年5月15日
82	(株)埼玉りそな銀行	平成28年5月27日	122	大阪商工信用金庫	平成30年5月15日
83	(株)大正銀行	平成28年5月27日	123	長野県信用組合	平成30年6月12日
84	松本信用金庫	平成28年5月27日	124	REVICキャピタル(株) 北海道オールスター2号ファンド担当)	平成30年6月25日
85	(株)熊本銀行	平成28年6月10日	125	(株)秋田銀行	平成30年10月2日
86	(株)肥後銀行	平成28年6月27日	126	焼津信用金庫	令和1年6月11日
87	熊本第一信用金庫	平成28年6月27日	127	高岡信用金庫	令和1年10月30日
88	熊本中央信用金庫	平成28年6月27日			
89	熊本信用金庫	平成28年6月27日			
90	埼玉県信用金庫	平成28年6月27日			
91	(株)山梨中央銀行	平成28年7月22日			
92	北央信用組合	平成28年7月22日			
93	熊本県信用組合	平成28年7月22日			
94	REVICキャピタル(株) (熊本地震事業再生支援ファンド担当)	平成28年7月22日			
95	多摩信用金庫	平成28年10月7日			
96	甲府信用金庫	平成28年10月7日			
97	(株)青森銀行	平成28年12月2日			
98	(株)滋賀銀行	平成28年12月2日			
99	浜松信用金庫	平成28年12月2日			
100	吳信用金庫	平成28年12月2日			
101	高崎信用金庫	平成28年12月2日			
102	栃木信用金庫	平成28年12月2日			
103	利根郡信用金庫	平成28年12月2日			
104	尼崎信用金庫	平成28年12月16日			
105	長岡信用金庫	平成28年12月16日			
106	(株)十八銀行	平成29年1月27日			
107	(株)みなと銀行	平成29年1月27日			
108	(株)島根銀行	平成29年1月27日			
109	上田信用金庫	平成29年1月27日			
110	朝日信用金庫	平成29年2月24日			
111	(株)群馬銀行	平成29年3月21日			
112	兵庫県信用農業協同組合連合会	平成29年6月27日			
113	金沢信用金庫	平成29年6月27日			
114	あかぎ信用組合	平成29年12月19日			
115	沼津信用金庫	平成30年1月23日			
116	(株)阿波銀行	平成30年3月20日			
117	富士宮信用金庫	平成30年3月20日			
118	群馬県信用組合	平成30年3月20日			
119	(株)富山第一銀行	平成30年4月17日			
120	アイオ一信用金庫	平成30年5月15日			

特定専門家派遣の概要
(令和2年3月31日迄に決定したもの)【注】参照

地域活性化事業活動に関する専門家の派遣					
No.	派遣先	決定日	No.	派遣先	決定日
1	広島信用金庫	平成25年12月13日	31	REVICキャピタル(株) (SI地域創生ファンド担当)	平成27年10月2日
2	REVICキャピタル(株) (わかやま地域活性化ファンド担当)	平成26年1月17日	32	REVICキャピタル(株) (高知県観光活性化ファンド担当)	平成27年10月23日
3	REVICキャピタル(株) (観光活性化マザーファンド担当)	平成26年4月25日	33	REVICキャピタル(株) (いばらき商店街活性化ファンド担当)	平成27年12月18日
4	REVICキャピタル(株) (しがぎん成長戦略ファンド担当)	平成26年4月25日	34	REVICキャピタル(株) (かながわ観光活性化ファンド担当)	平成28年3月25日
5	REVICキャピタル(株) (トリブルアクセル成長支援ファンド担当)	平成26年5月23日	35	REVICキャピタル(株) (こうぎん地域協働ファンド担当)	平成28年3月25日
6	REVICキャピタル(株) (青函活性化ファンド担当)	平成26年5月23日	36	REVICキャピタル(株) (飛驒・高山さるぽま結2号ファンド担当)	平成28年5月27日
7	ひろしんビジネスサービス(株)	平成26年5月23日	37	REVICキャピタル(株) (九州広域復興支援ファンド担当)	平成28年7月22日
8	(株)但馬銀行	平成26年6月13日	38	(株)常陽産業研究所	平成28年10月7日
9	信金キャピタル(株)	平成26年6月13日	39	REVICキャピタル(株) (ふくい未来企業支援ファンド担当)	平成30年6月1日
10	(株)京都銀行	平成26年6月30日	40	(株)福井銀行	平成30年9月1日
11	(株)ひろしまイノベーション推進機構	平成26年8月1日	41	REVICキャピタル(株) (西日本豪雨広域復興ファンド担当)	平成30年10月31日
12	REVICキャピタル(株) (地域ヘルスケア産業支援ファンド担当)	平成26年8月29日	42	(株)京葉銀行	平成30年11月6日
13	REVICキャピタル(株) (ぐんま医工連携活性化ファンド担当)	平成26年11月7日	43	(株)東和銀行	平成30年11月27日
14	REVICキャピタル(株) (とつり大学発産学連携ファンド担当)	平成26年12月12日	44	REVICキャピタル(株) (広島県豪雨災害復興支援ファンド)	平成31年1月22日
15	REVICキャピタル(株) (しまね大学発産学連携ファンド担当)	平成26年12月12日	45	RFIアドバイザーズ(株) (地域次世代産業推進ファンド担当)	平成31年2月27日
16	NCBキャピタル(株) (NCB九州活性化ファンド担当)	平成27年1月16日	46	(株)京葉銀行	平成31年3月5日
17	REVICキャピタル(株) (飛驒・高山さるぽま結ファンド担当)	平成27年1月30日	47	(株)観光産業化投資基盤 (観光遺産産業化ファンド担当)	令和1年9月17日
18	REVICキャピタル(株) (やまと観光活性化ファンド担当)	平成27年2月27日	48	四国銀行	令和1年10月31日
19	REVICキャピタル(株) (ALL信州観光活性化ファンド担当)	平成27年3月13日	49	横浜銀行	令和2年1月14日
20	REVICキャピタル(株) (八十二地域産業グロースサポートファンド担当)	平成27年3月13日	50	REVICキャピタル(株) (令和元年台風等被害広域復興支援ファンド担当)	令和2年2月18日
21	REVICキャピタル(株) (いばらき新産業創出ファンド担当)	平成27年3月13日			
22	REVICキャピタル(株) (しづおか観光活性化ファンド担当)	平成27年3月27日			
23	REVICパートナーズ(株) (地域中核企業活性化ファンド担当)	平成27年4月17日			
24	REVICキャピタル(株) (沖縄活性化ファンド担当)	平成27年5月8日			
25	REVICキャピタル(株) (佐賀観光活性化ファンド担当)	平成27年6月29日			
26	REVICキャピタル(株) ふくい観光活性化ファンド担当	平成27年7月31日			
27	REVICキャピタル(株) (広域ちば地域活性化ファンド担当)	平成27年9月11日			
28	REVICキャピタル(株) (千葉・江戸優り佐原観光活性化ファンド担当)	平成27年9月11日			
29	REVICキャピタル(株) (九州観光活性化ファンド担当)	平成27年9月18日			
30	REVICキャピタル(株) (あわぎん地方創生ファンド担当)	平成27年10月2日			

【注】:このほか派遣先非公表の特定専門家派遣が27件ございます。

